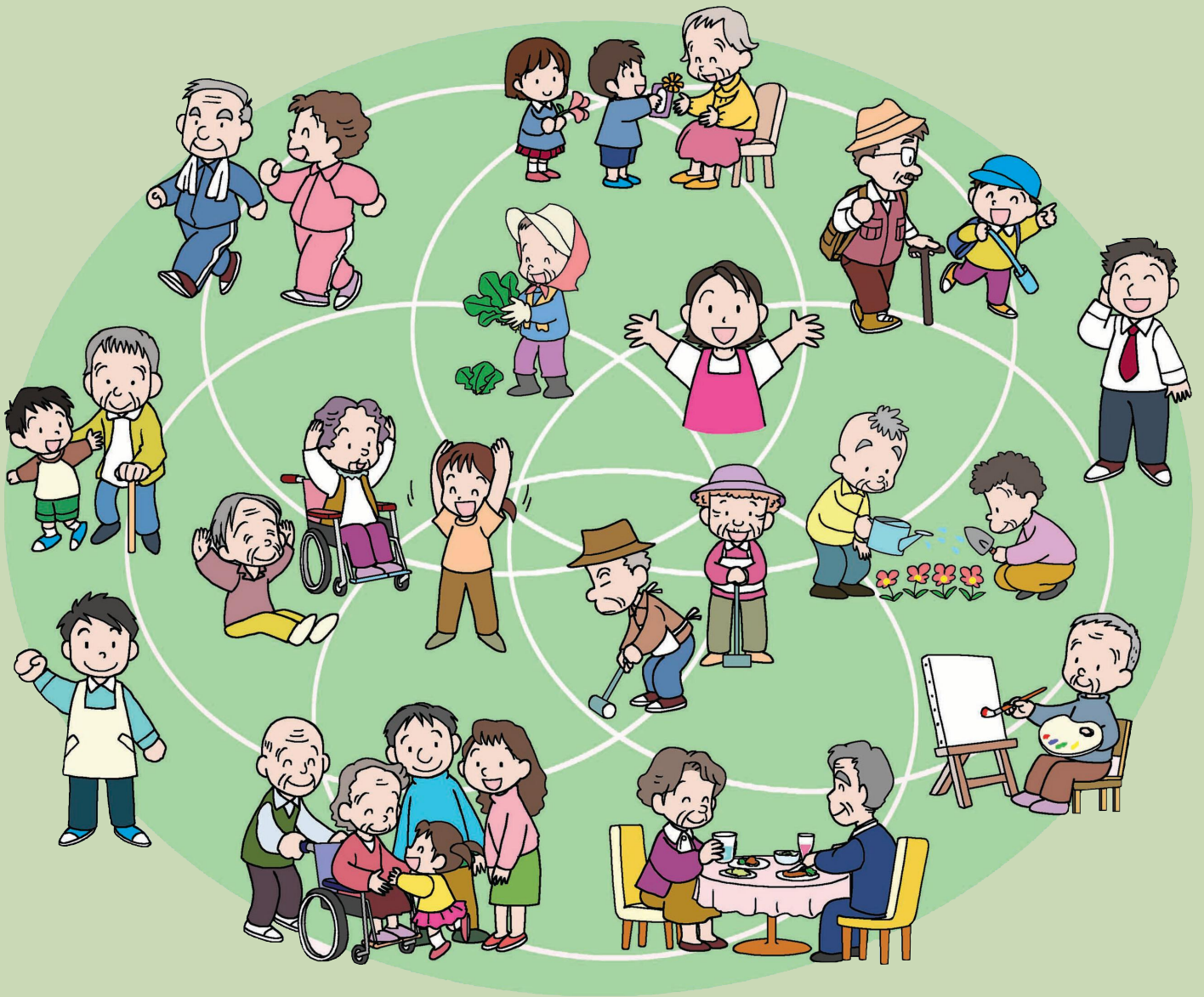


飛島村第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画



令和3年3月
飛島村

はじめに

現在、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、単に「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、共に役割を持ち支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。



本村では「誰もが安心して住み続けられる 障がい者にやさしいむらづくり」を基本理念とした障害福祉施策を展開するため、平成30年3月「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の事業の推進に取り組んでまいりました。

本年はこの計画期間の最終年となることから、見直しを行い、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、本村の「日本一健康長寿村構想」の中に位置づけられるものであり、本村における障がい福祉施策、支援等の基盤整備や方向性を示すとともに、障がい福祉関連施策を巡る社会情勢の変化や、アンケート調査等で明らかになった現状、これまでの取り組みの評価や課題を踏まえ策定いたしました。

行政においては、基幹相談支援業務を担う海部南部権利擁護センターをはじめ、近隣市町村と連携して、相談支援体制の強化や障害福祉サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のないきめ細かな支援に努めてまいります。

本計画を推進するにあたり、障がい児・者やその家族、地区住民はじめ、地域の団体や事業所、専門機関等が協働し、地域ぐるみでの取り組みが重要となります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました飛島村障害者福祉計画策定委員の皆様並びに関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。今後とも皆様のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

令和3年3月

飛島村長 加藤 光彦

目次

第1章	計画策定の基本的な考え方	
1	計画策定の背景	4
2	サービスの体系	6
3	計画の性格	8
4	計画の期間	9
5	基本理念	10
6	基本方針	10
7	ニーズ等の把握	12
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	
1	障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数	14
2	障がいのある人の現状とニーズ	26
第3章	成果目標	
1	国の基本指針	56
2	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標と実績	58
3	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標	60
第4章	障害福祉サービス	
1	訪問系サービス	64
2	日中活動系サービス	66
3	居住系サービス	74
4	相談支援等	77
5	地域生活支援拠点等	80
6	障害福祉サービス等の質の向上	81
第5章	地域生活支援事業	
1	必須事業	84
2	任意事業	90
第6章	障害児通所支援等	
1	障害児通所支援	94

2	障害児相談支援等	98
3	障がいのある児童の子ども・子育て支援等	100
第7章 計画の推進に向けて		
1	推進体制	104
2	進捗管理	105
第8章 資料		
1	計画策定の経過	108
2	「飛島村第3次障害者福祉計画」の評価及び課題	112

「障がい」の表記について

飛島村では、障がいのある人やその家族、関係団体の皆様のお気持ち尊重したいと考えています。あわせて、村民の皆様の障がいのある人への理解を深めていただくことを目的として、この計画において、「害」という漢字の表記を、法令の名称や団体・施設等の固有名詞を除き、「がい」とひらがなで表記しています。



第1章

計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 障がいのある人に対する法制度の変遷

障がいのある人に対する福祉サービス等は、身体障がいのある人が身体障害者福祉法、知的障がいのある人が知的障害者福祉法、精神障がいのある人が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により「福祉の措置」として実施されてきましたが、平成15（2003）年度から平成17（2005）年度の「支援費制度」を経て、平成18（2006）年度から障害者自立支援法に移行しました。

65歳以上の要援護者に対する福祉サービス等については、老人福祉法による「福祉の措置」として実施されていましたが、平成12（2000）年度から介護サービスについては「社会保険」である介護保険法に移行しました。また、障がいのある児童に対する支援は、幾多の改正を経ながら児童福祉法により実施されています。

(2) 障害者総合支援法と障害福祉計画

平成15（2003）年度から施行された支援費制度は、想定外の利用量の急増により財源不足に陥り、各種サービスの提供や相談支援体制についても市町村格差が目立っていました。また、精神障がいのある人は制度の対象になっていなかったこともあり、身体・知的障がいのある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、利用者の入所期間の長期化等により、福祉施設の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあったほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められていました。このような状況への対応策として、平成17（2005）年11月に、障害者自立支援法が公布されました。障害者自立支援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務づけました。

平成22（2010）年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）が公布され、①利用者負担を見直し、②障害者の範囲に発達障がい等を加え、③相談支援の充実等の改正が行われました。

平成24（2012）年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されました。この法律により、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に改めるとともに、①障害者の範囲に難病患者等を加え、②「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、障害福祉サービスにおいて、③重度訪問介護の対象者の拡大、④ケアホームのグループホームへの一元化等が行われました。

平成28（2016）年6月に公布された障害者総合支援法の改正では、①障害福祉サービスに自立生活援助および就労定着支援を加え、②医療機関への入院時も重度訪問介護の利用を認めるとともに、③障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障がいのある人の利用者負担の軽減等が定められました。

(3) 児童福祉法と障害児福祉計画

前述のとおり、障害児通所支援や障害児相談支援等は、児童福祉法に規定されています。平成28（2016）年6月に公布された児童福祉法の改正では、①障害児福祉計画の策定を市町村に義務づけるとともに、②居宅訪問型児童発達支援の新設、③医療的ケアを必要とする障がいのある児童の適切な支援等が定められました。

(4) 飛島村の取り組み

このような中、飛島村としては、平成19（2007）年3月に「第1期障害福祉計画」、平成21（2009）年3月に「第2期障害福祉計画」、平成24（2012）年3月に「第3期障害福祉計画」、平成27（2015）年3月に「第4期障害福祉計画」、平成30（2018）年3月に「第5期障害福祉計画」とともに「第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の円滑な実施を図ってきました。

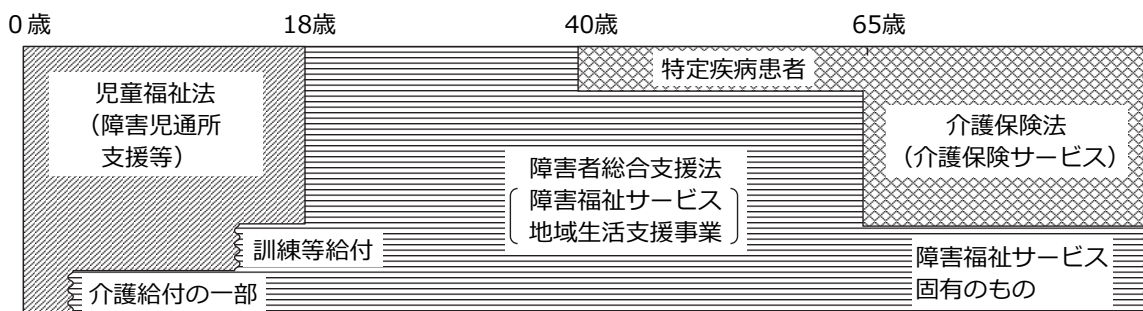
引き続き、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の円滑な実施を図るため、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

2 サービスの体系

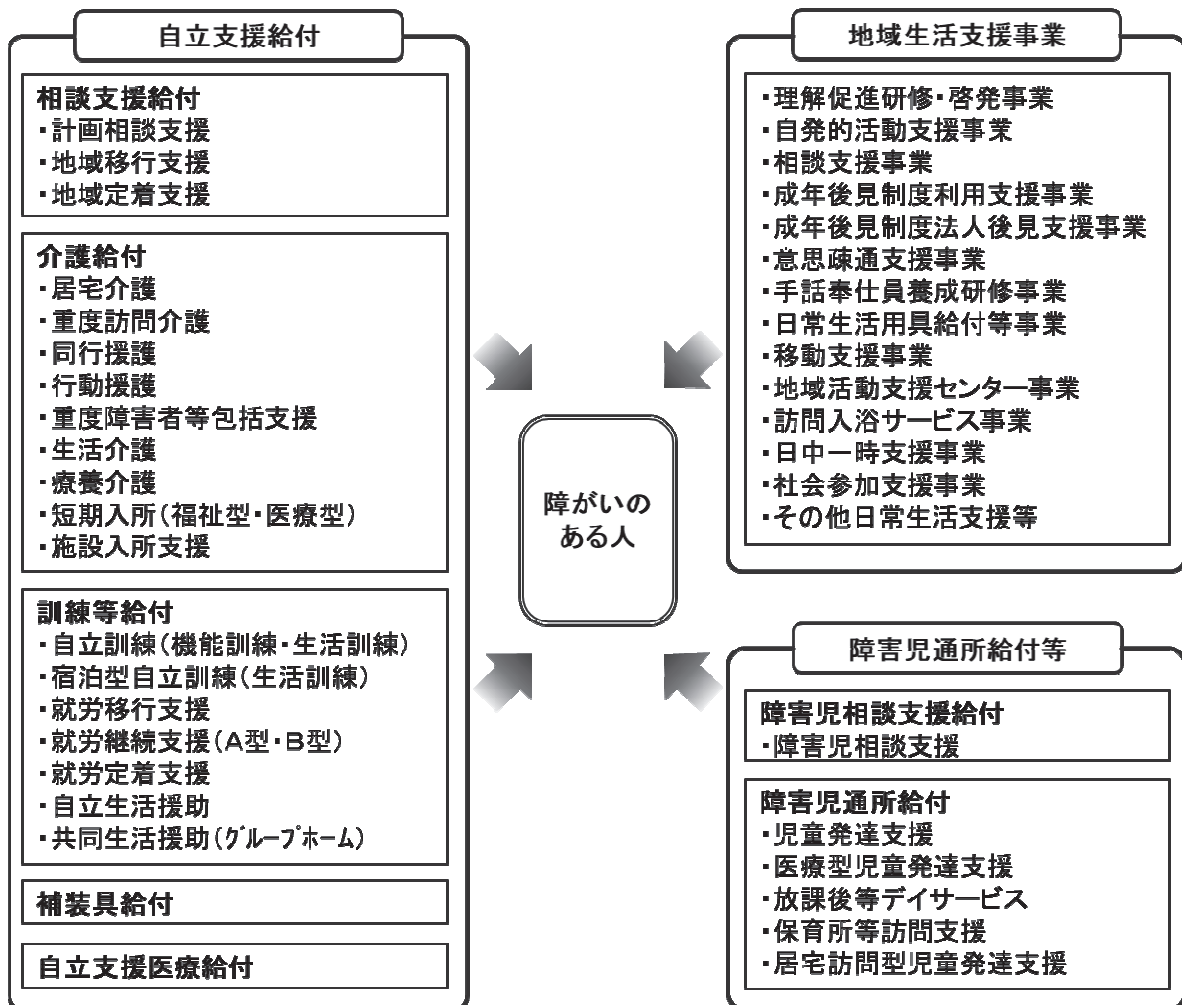
障害者総合支援法に基づくサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、自立支援給付の「介護給付」には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」、「訓練等給付」には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」があり、「障害福祉サービス」はこれら15のサービスの総称です。障害福祉サービスは、18歳から64歳までの障がいのある人に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部や「就労移行支援」などの訓練等給付は、18歳未満の障がいのある児童にも適用されます。また、「同行援護」などの障害福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、「施設入所支援」など、65歳に至るまで相当の期間にわたり障害福祉サービスを利用している場合などは、65歳以上も引き続き適用されます。

児童福祉法には、「障害児通所給付」として、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の5つのサービス、「障害児入所給付」として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、「障害児入所給付」は、都道府県が実施します。

図表 1-1 サービスの適用年齢区分



図表1-2 市町村障害福祉サービス等・障害児通所支援等の体系図



3 計画の性格

(1) 計画の位置付け

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を踏まえ、飛島村における、令和3（2021）年度から3年間の障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です。

第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、厚生労働省が示す基本指針を踏まえ、飛島村における、令和3（2021）年度から3年間の障害児通所支援等の見込量とその確保策などを示す計画です。

ともに、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として障がい者施策の基本方針などを示す「飛島村第3次障害者福祉計画」（平成27年度～令和6年度）の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、飛島村の地域福祉計画をはじめ、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進していきます。

(2) 計画の範囲

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者等です。

4 計画の期間

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

ただし、計画の進捗の評価等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととします。

図表1-3 計画の期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飛島村										
	第3次障害者福祉計画									
	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			

5 基本理念

第3次障害者福祉計画は、「ノーマライゼーション」（誰でもが同じように普通の生活ができる社会）の考え方をもとに、障がいのある人が、地域の中で障がいのない人と同じように、能力を生かして自立して生活できる村づくりを目指し、「誰もが住み続けられる 障がい者にやさしいむらづくり」を基本理念として掲げています。

したがって、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画においても、「誰もが住み続けられる 障がい者にやさしいむらづくり」を基本理念とし、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

6 基本方針

基本理念のもと、厚生労働省が示す基本指針を踏まえつつ、次の6つの基本方針を定め、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が、可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるよう配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加が図られるよう、ニーズ等を踏まえ、近隣自治体や関係機関等と連携し、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がいの種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障がいを含みます。）、発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、ニーズ等を踏まえ、近隣自治体や関係機関等と連携し、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方などの課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを構築するため、近隣自治体や関係機関等と連携し、地域の社会資源を最大限に活用して個々の課題に対応するよう、サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、サービス等の提供を担う人材の確保や育成に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージごとに応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

(4) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障がいなどに早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めることにより、保育や教育等において、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる環境づくりを推進します。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援や医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制の構築を図るため、近隣自治体や関係機関等との連携に努めます。

(5) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加するよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

(6) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの村民として、日常生活や社会生活を送ることができるよう、包括的な相談支援体制の構築とともに、就労をはじめとする多様な社会活動に地域社会の主体として参加できる環境づくりに努めます。

7 ニーズ等の把握

計画の策定にあたり、障がいのある人のニーズ等を把握するために、令和2（2020）年6月に「障がい福祉に関するアンケート」（以下「アンケート」といいます。）のほか、同年7月に障がい者団体及び支援者を対象としたフォーカスグループインタビューを実施しました。

図表1-4 ニーズ等の把握状況

区 分	アンケート	フォーカスグループインタビュー
調査対象	飛島村在住の障がい者手帳所持者	障がい者団体及び支援者
調査方法	郵送による発送、回収	オンラインによる聞き取り
調査期間	令和2年6月1日～15日	令和2年7月27日～30日
対象者数	205	13
回収数	117	—
回収率	57.1%	—



第2章

障がいのある人を取り巻く状況

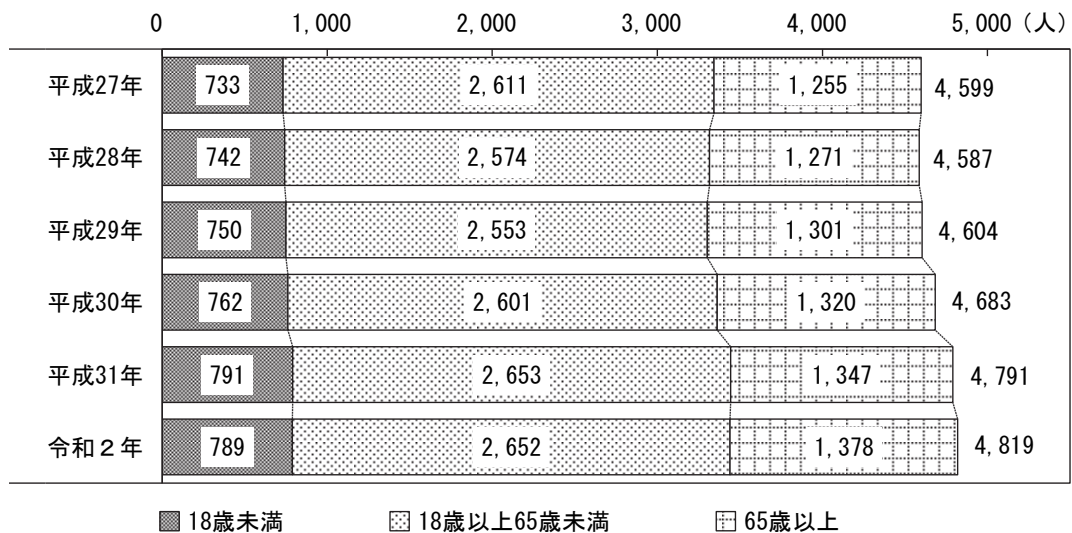
1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数

(1) 人口

令和2年4月1日現在、飛島村の人口は4,819人であり、やや増加傾向にあります。

これを年齢階層別にみると、18歳未満は789人（16.4%）、18歳以上65歳未満は2,652人（55.0%）、65歳以上は1,378人（28.6%）です。18歳以上65歳未満は横ばい傾向にあり、18歳未満と65歳以上は増加傾向にあります。

図表 2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



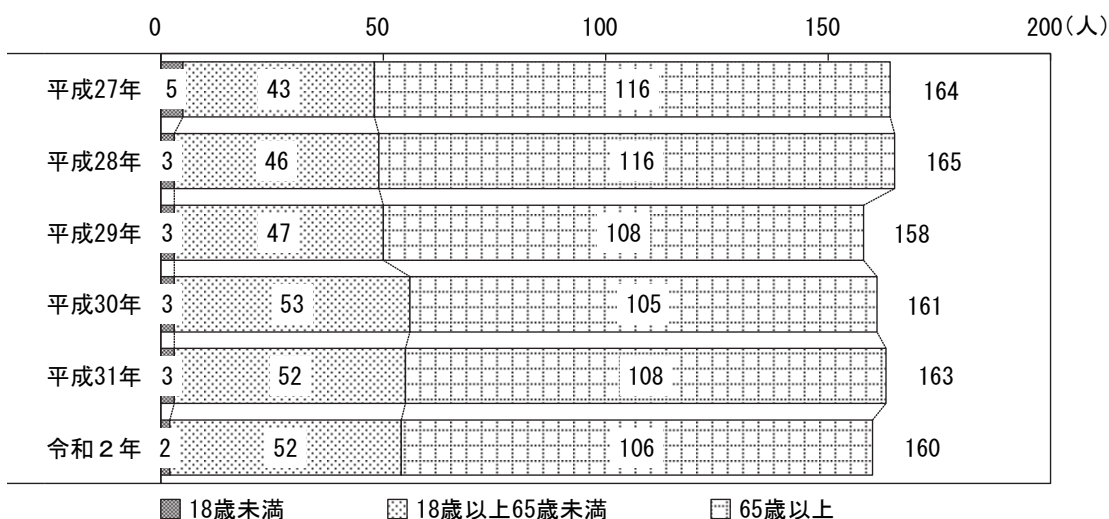
資料：飛島村住民基本台帳

(2) 障がい者手帳等の所持者数

① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。令和2年3月31日現在、飛島村の身体障害者手帳所持者は160人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は2人（1.2%）、18歳以上65歳未満は52人（32.5%）、65歳以上は106人（66.3%）となっています。

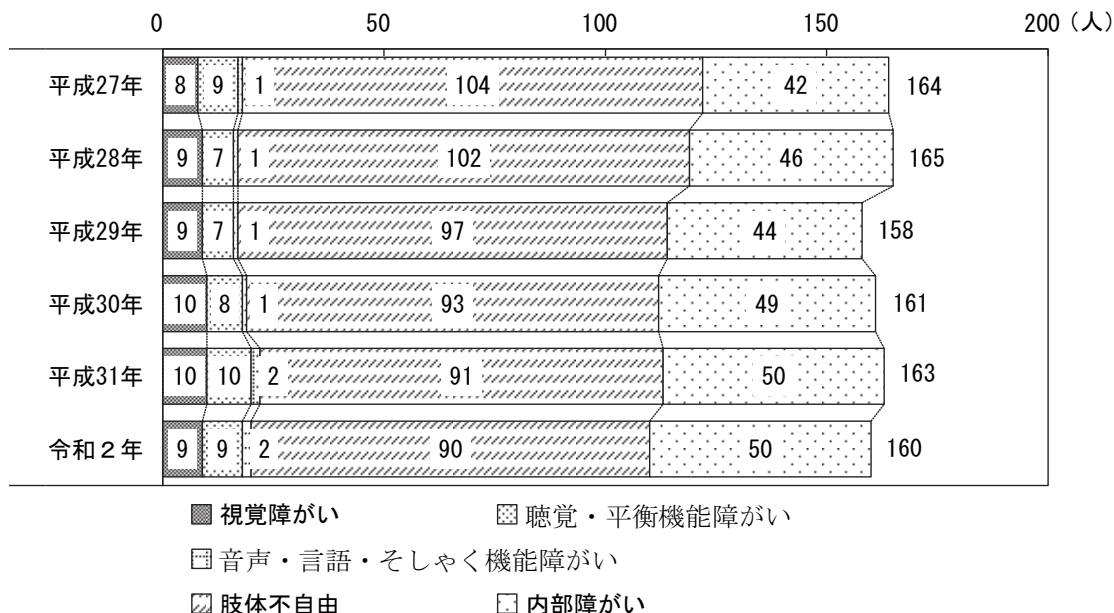
図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：飛島村福祉課

障がいの種類別にみると、肢体不自由が90人（56.3%）と最も多く、次いで内部障がいが50人（31.3%）となっています。

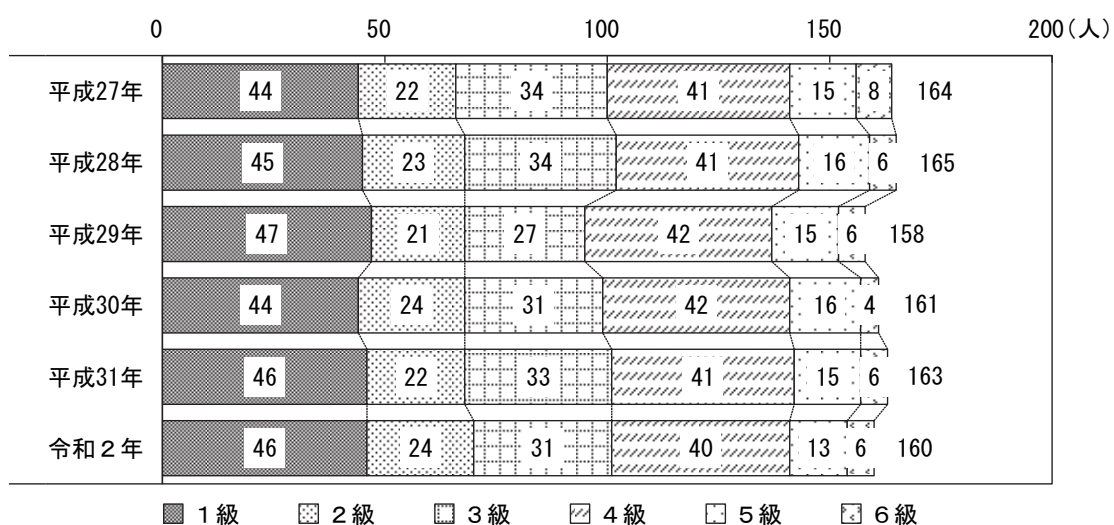
図表 2-3 身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別構成の推移（各年3月31日現在）



資料：飛島村福祉課

障がいの等級別にみると、1級が46人（28.8%）と最も多く、2級の24人（15.0%）と合わせた重度は43.8%を占めています。

図表 2-4 身体障害者手帳所持者数の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）

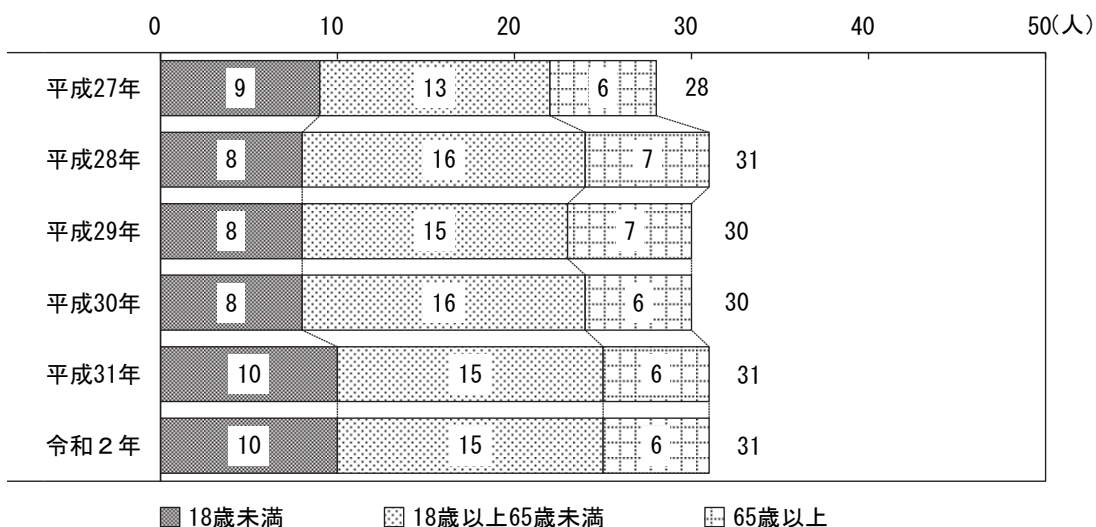


資料：飛島村福祉課

② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。令和2年3月31日現在、飛島村の療育手帳所持者は31人であり、横ばい傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は10人（32.3%）、18歳以上65歳未満は15人（48.4%）、65歳以上は6人（19.3%）となっています。

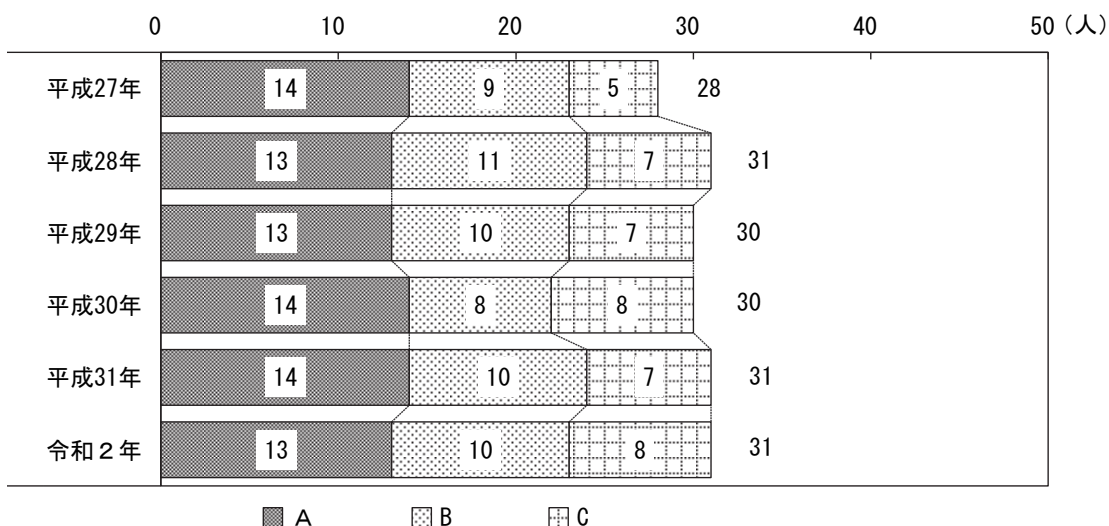
図表2-5 療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：飛島村福祉課

障がいの等級別にみると、重度のAが13人（41.9%）と最も多くなっています。

図表2-6 療育手帳所持者数の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）

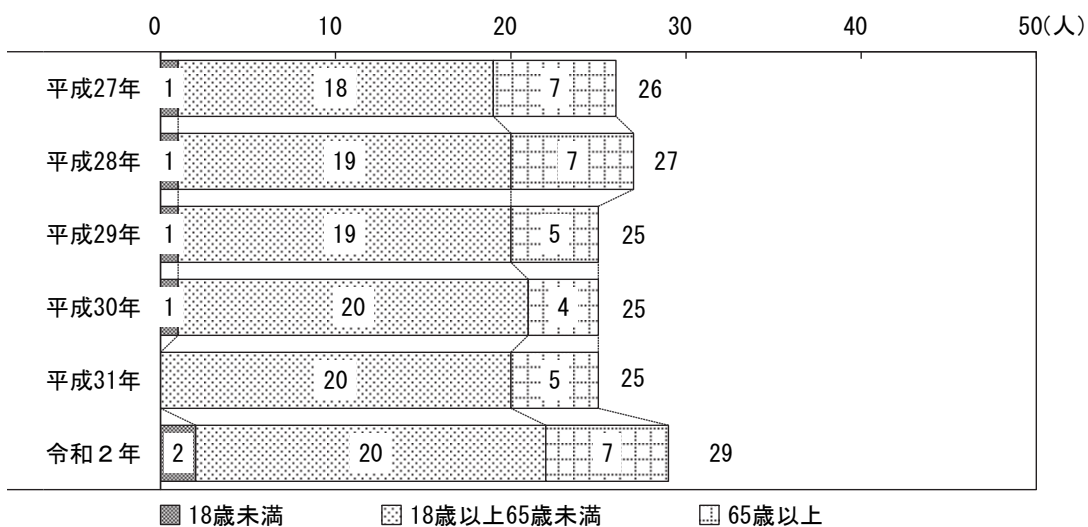


資料：飛島村福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。令和2年3月31日現在、飛島村の精神障害者保健福祉手帳所持者は29人に増加しました。年齢階層別にみると、18歳未満は2人（6.9%）、18歳以上65歳未満は20人（69.0%）、65歳以上は7人（24.1%）となっています。

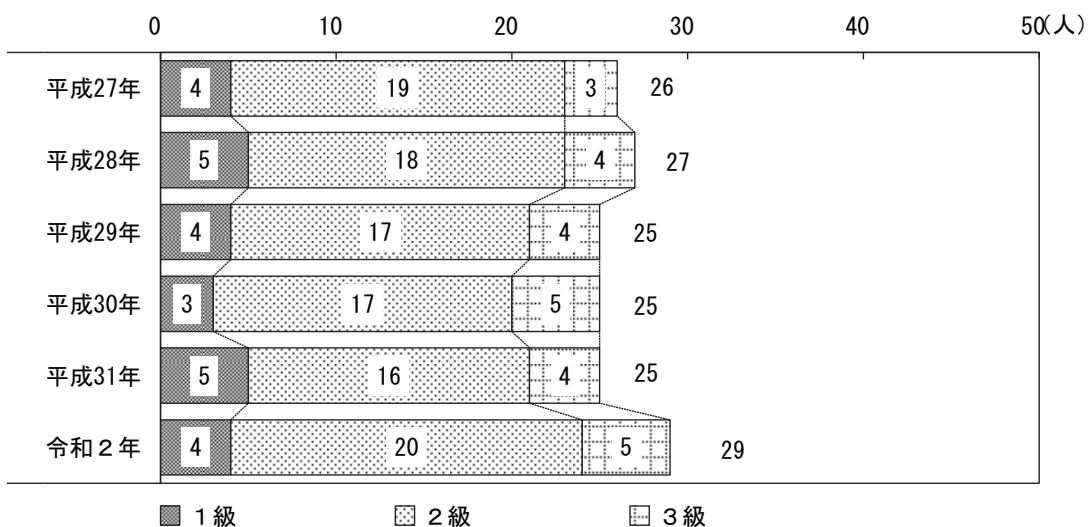
図表2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：飛島村福祉課

障がいの等級別にみると、2級が20人（69.0%）と最も多くなっています。

図表2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



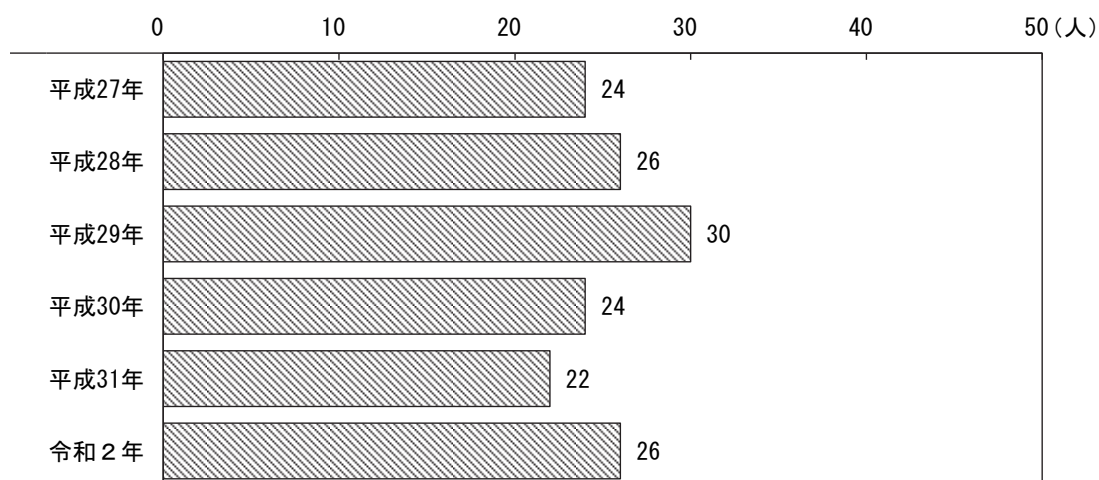
資料：飛島村福祉課

④ 難病患者等

難病は原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち厚生労働省が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和2年4月1日現在、飛島村の特定医療費（指定難病）の受給者は26人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。なお、特定医療費（指定難病）は333の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では361の疾病が対象となっています。

図表2-9 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

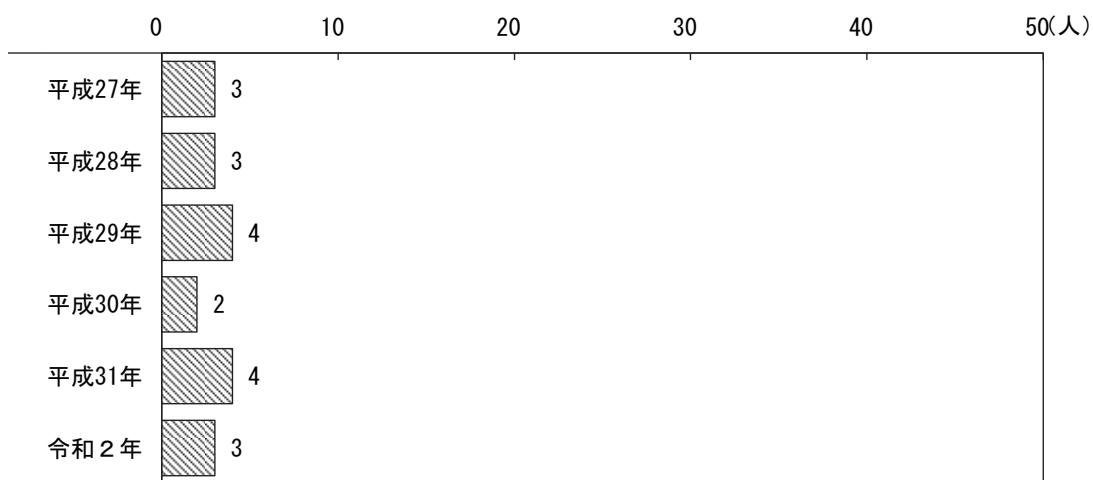


資料：津島保健所

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和2年4月1日現在、飛島村の小児慢性特定疾病医療費の受給者は3人であり、横ばいで推移しています。

図表2-10 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

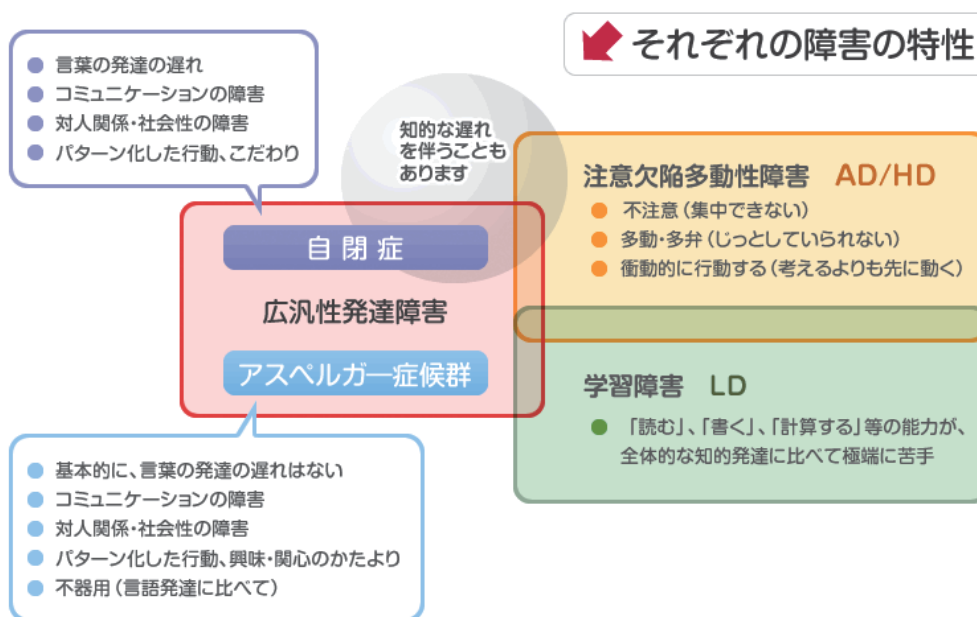


資料：津島保健所

⑤ 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。そのため、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況にあります。



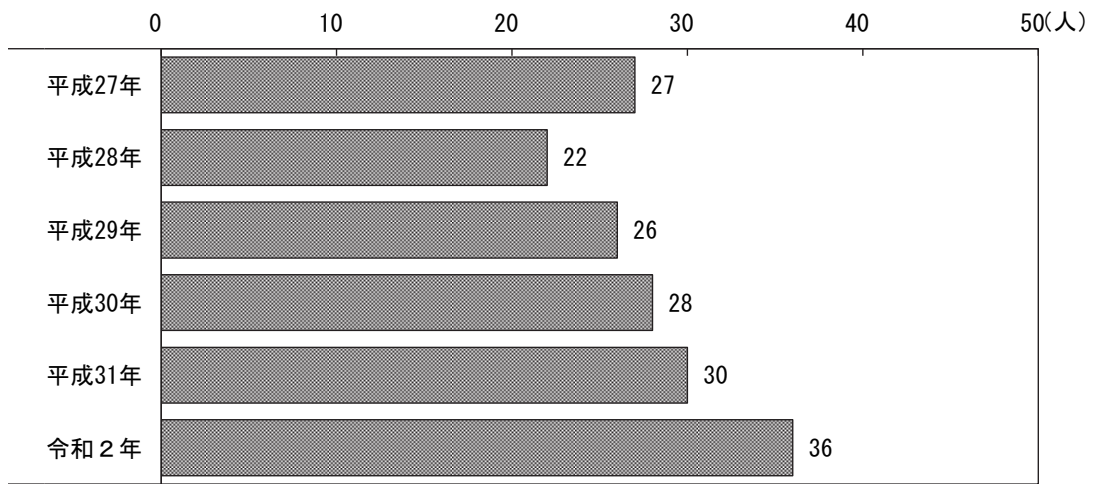
資料：政府広報オンライン

(3) サービスの利用者数

① 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和2年4月1日現在、飛島村の障害福祉サービス支給決定者は36人であり、年々増加しています。

図表2-11 障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：飛島村福祉課

② 障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表2-12のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1から6までとなっています。令和2年4月1日現在、飛島村の障害支援区分認定者は24人であり、障害福祉サービス支給決定者数の66.7%を占めています（図表2-13）。

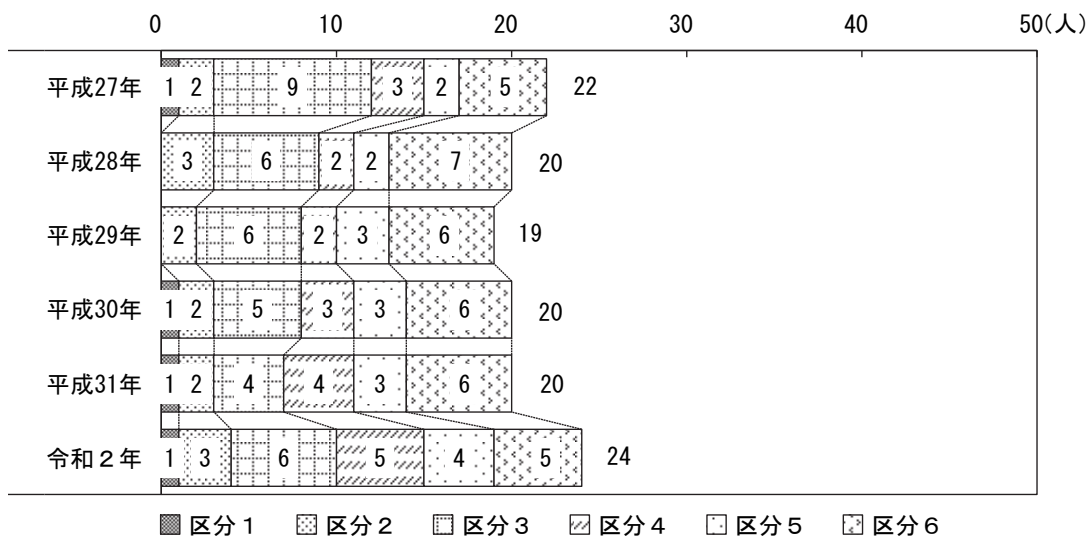
障害支援区分認定者は、18歳以上の障がいのある人です。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表 2-12 障害支援区分の認定が必要なサービス

サービス名	該当区分
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上
同行援護	支援の度合いに応じて、区分認定が必要
行動援護	区分3以上
重度障害者等包括支援	区分6
生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
療養介護	区分5以上
短期入所	区分1以上
施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
共同生活援助（グループホーム）	入浴、排泄または食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表 2-13 障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）

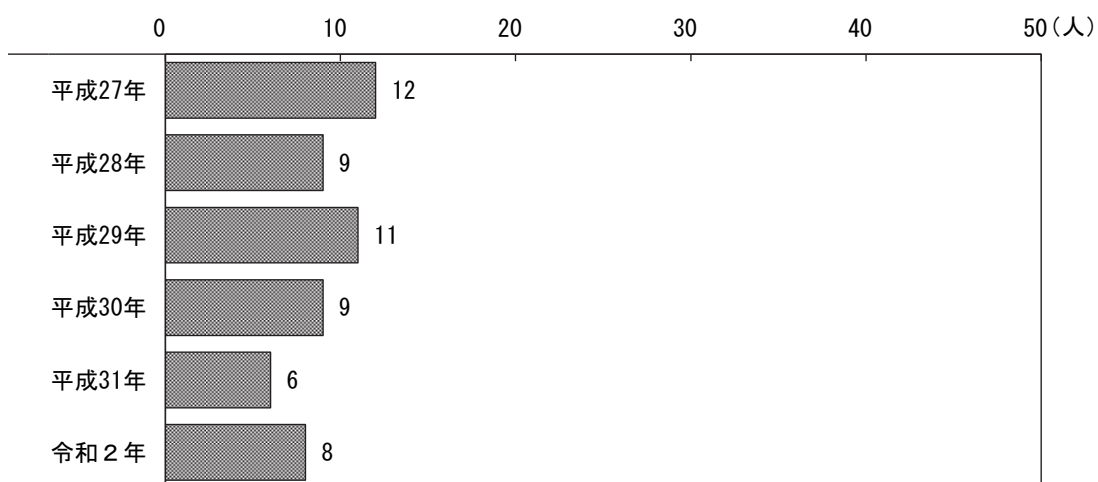


資料：飛島村福祉課

③ 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受けなければなりません。令和2年4月1日現在、飛島村の地域生活支援事業利用決定者は8人であり、障害福祉サービス支給決定者数の22.2%となっています。

図表2-14 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年4月1日現在）



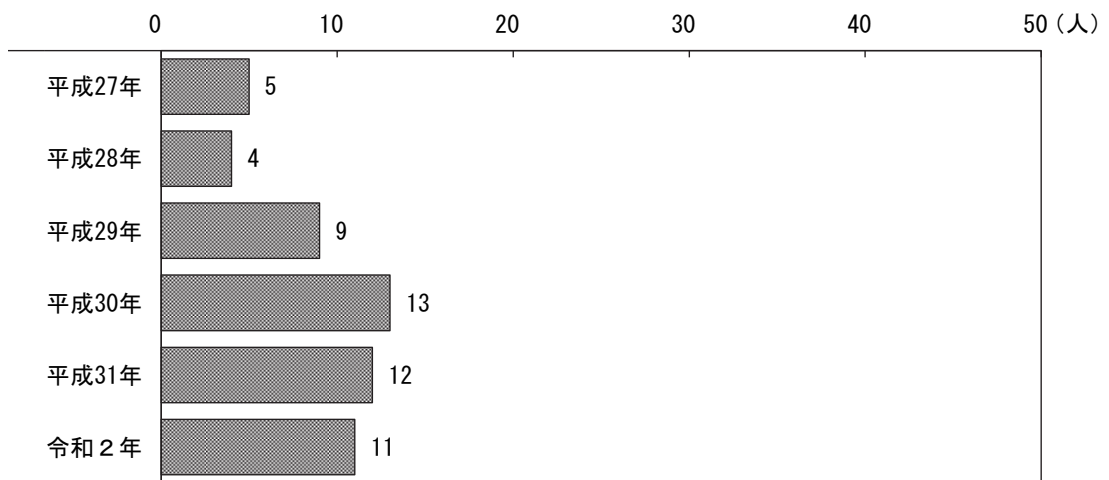
資料：飛島村福祉課

④ 障害児通所支援支給決定者

障害児通所支援を利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和2年4月1日現在、飛島村の障害児通所支援支給決定者は11人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

障がい者手帳等を所持していない児童については、医師の診断書を参考に支給決定を行っています。

図表2-15 障害児通所支援支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



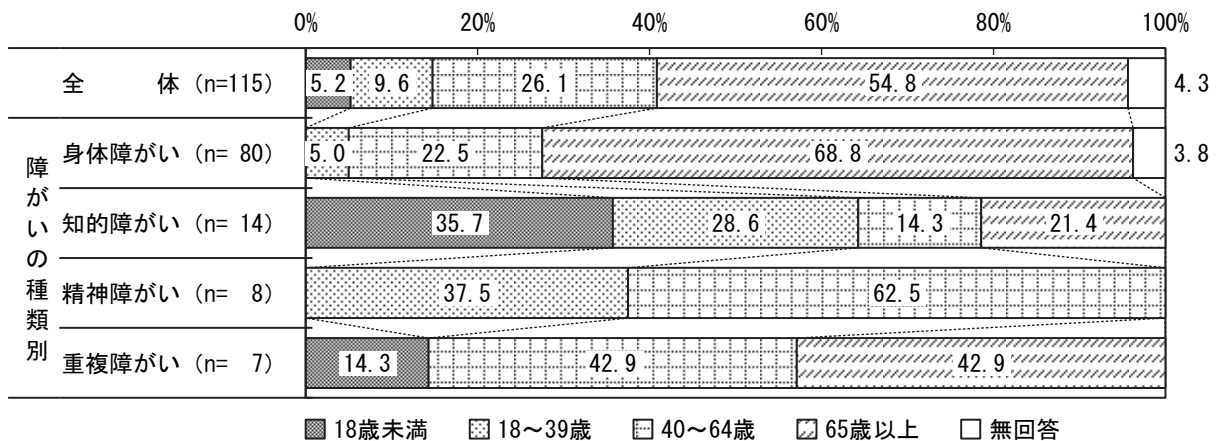
資料：飛島村福祉課

2 障がいのある人の現状とニーズ

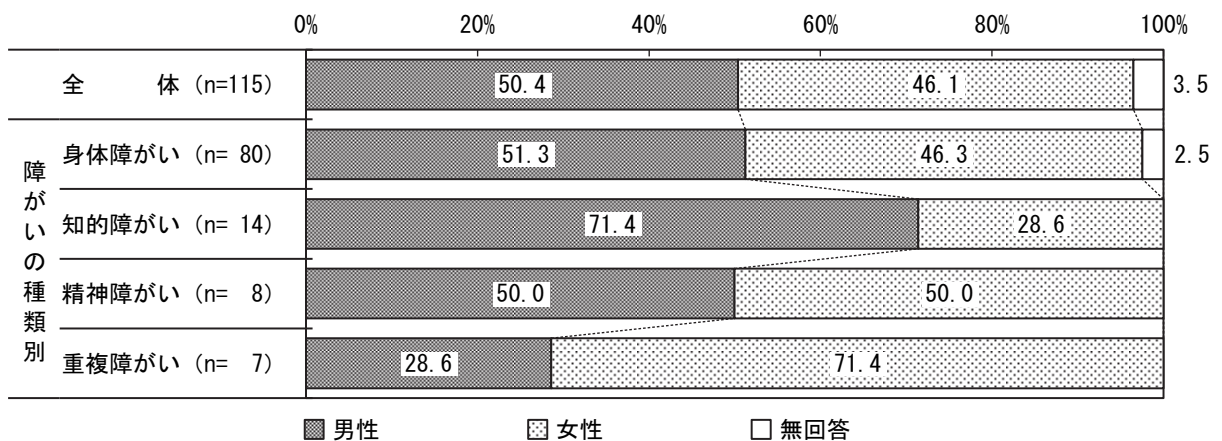
ここでは、障がいのある人へのアンケートやフォーカスグループインタビューにより把握した障がいのある人の現状とニーズについて示します。

(1) アンケートの回答者

図表 2-16 回答者の年齢



図表 2-17 回答者の性別



(2) 日常生活の支援

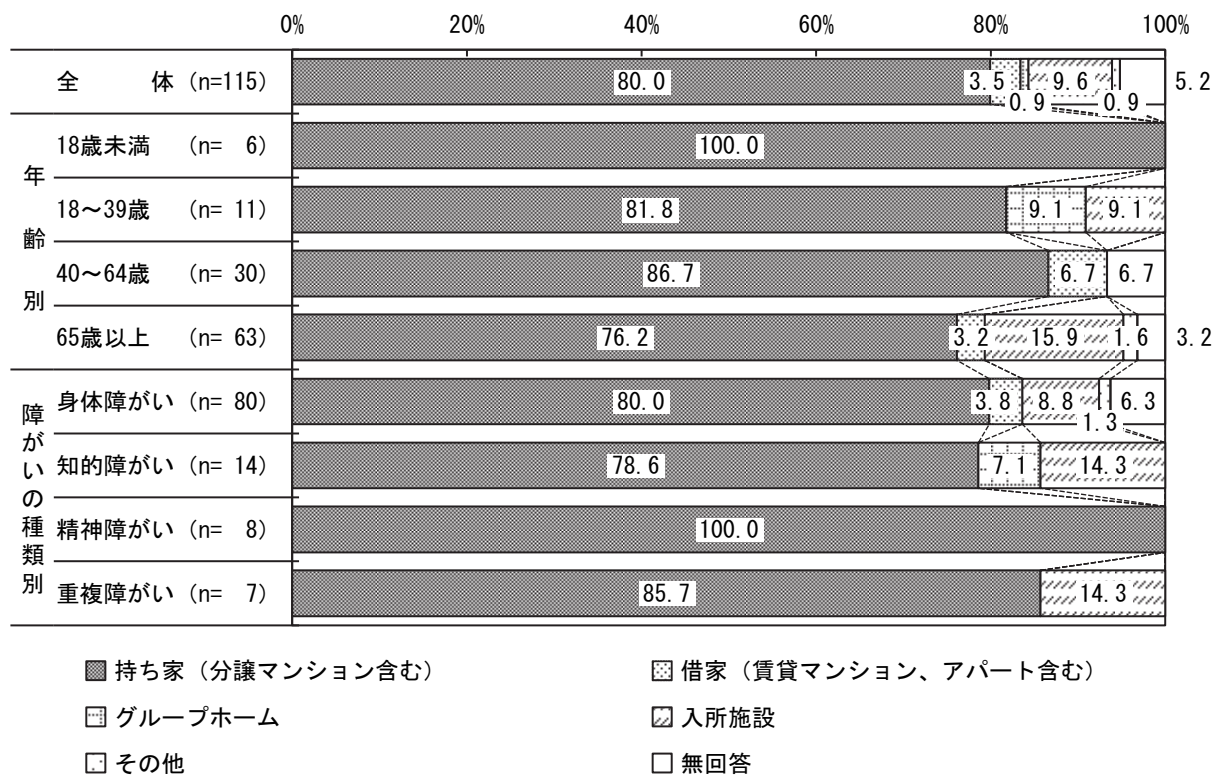
① 現在の住まい

現在の住まいは、「持ち家」が80.0%と最も高く、次いで、「入所施設」(9.6%)、「借家」(3.5%) などとなっています。

年齢別にみると、「入所施設」は65歳以上がほかの比べて特に高く、「グループホーム」は18～39歳のみとなっています。

障がいの種類別にみると、「入所施設」は知的障がいのある人と重複障がいのある人が比較的高く、「グループホーム」は知的障がいのある人のみとなっています。

図表 2-18 現在の住まい



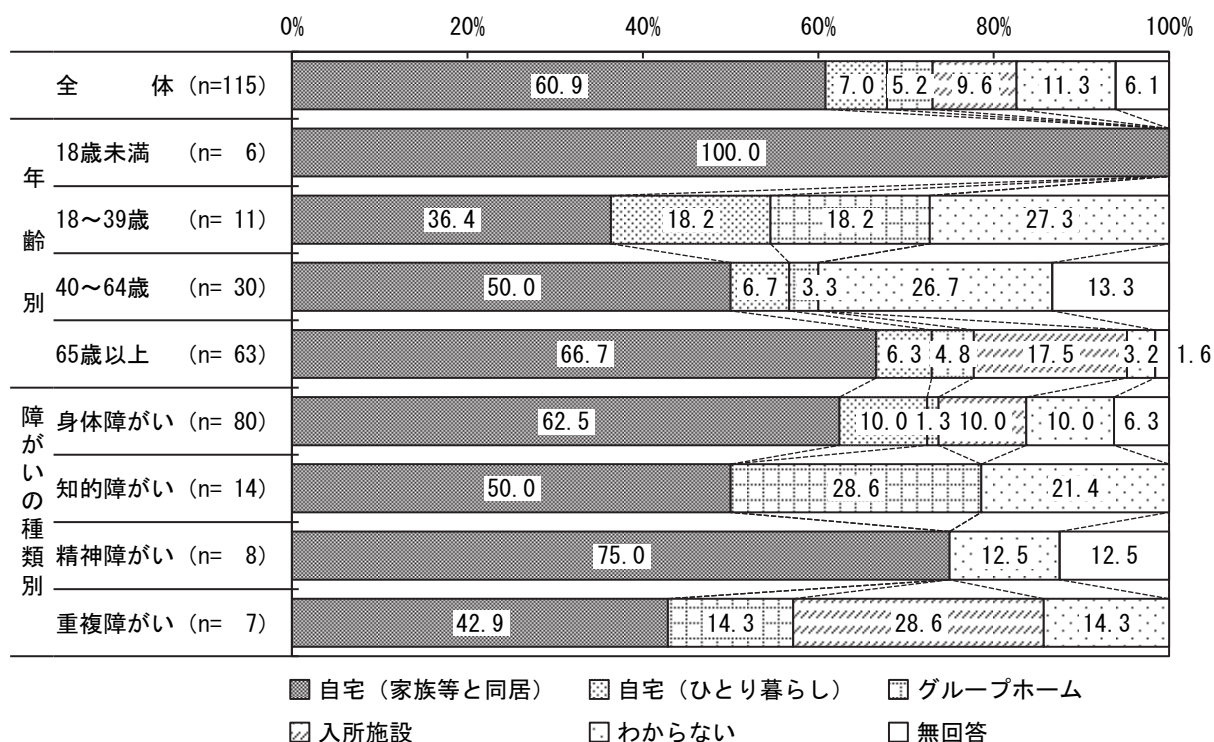
② これからの生活の場の希望

これからの生活の場の希望をたずねたところ、家族等との同居での「自宅」が60.9%と最も高く、このほか、「入所施設」が9.6%、ひとり暮らしでの「自宅」が7.0%、「グループホーム」が5.2%、「わからない」が11.3%となっています。

年齢別にみると、「入所施設」は65歳以上が、「グループホーム」は18～39歳がほかに比べて特に高くなっています。18～39歳と40～46歳は「わからない」が比較的高くなっています。

障がいの種類別にみると、家族等との同居での「自宅」は精神障がいのある人が、「グループホーム」は知的障がいのある人が、「入所施設」は重複障がいのある人がほかに比べて高くなっています。

図表 2-19 これからの生活の場の希望



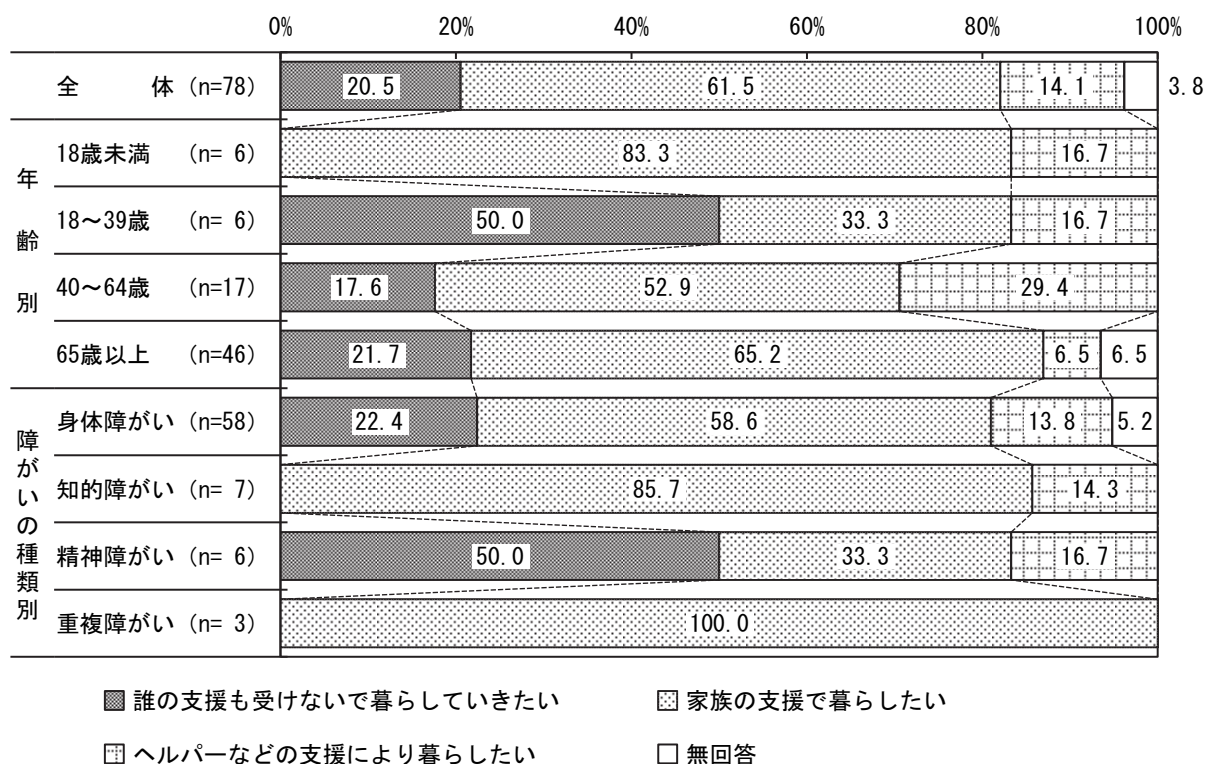
③ これからの生活の希望

②で「自宅」と答えた人にこれからどのように生活を送りたいかたずねたところ、「家族の支援で暮らしたい」が61.5%と最も高く、次いで、「誰の支援も受けなくて暮らしていきたい」が20.5%、「ヘルパーなどの支援により暮らしたい」が14.1%となっています。

年齢別にみると、18～39歳の「誰の支援も受けなくて暮らしていきたい」、40～64歳の「ヘルパーなどの支援により暮らしたい」が特に高くなっています。

障がいの種類別にみると、知的障がいのある人の「家族の支援で暮らしたい」、精神障がいのある人の「誰の支援も受けなくて暮らしていきたい」が特に高くなっています。

図表 2-20 これからの生活の希望

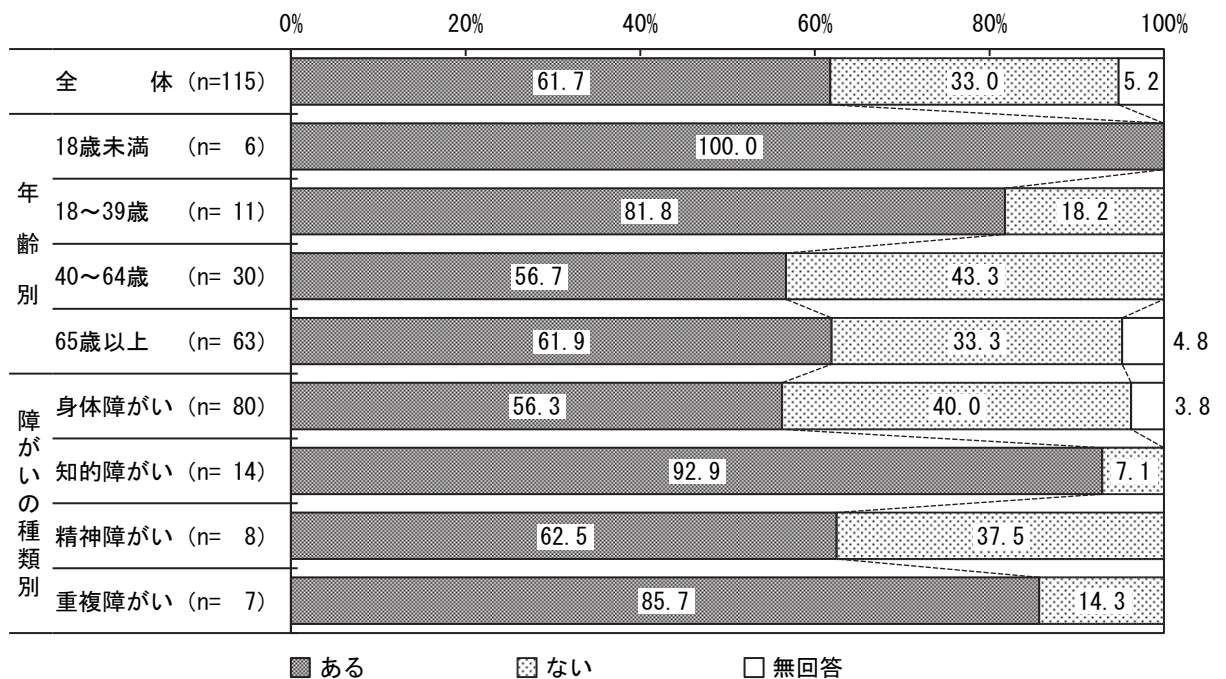


④ 支援の必要性

日常生活における支援の必要性については、「ある」が61.7%となっています。

年齢別にみると、18歳未満と18～39歳は、障がいの種類別にみると、知的障がいのある人と重複障がいのある人は、「ある」がほかに比べて顕著に高くなっています。

図表 2-21 支援の必要性



⑤ 主な支援者

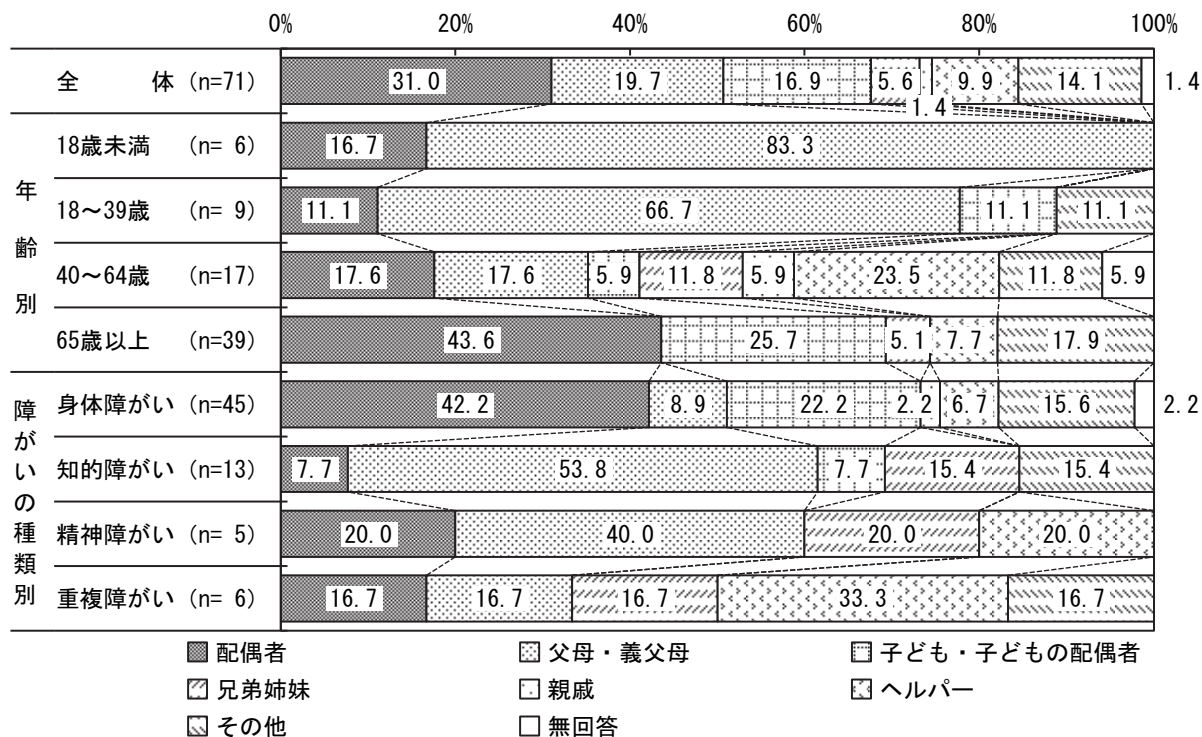
主な支援者は、「配偶者」が31.0%と最も高く、次いで、「父母・義父母」(19.7%)、「子ども・子どもの配偶者」(16.9%) などとなっています。

年齢別にみると、18歳未満と18～39歳は「父母・義父母」が、40～64歳は「ヘルパー」が、65歳以上は「配偶者」が最も高くなっています。

障がいの種類別にみると、身体障がいのある人は「配偶者」が、知的障がいのある人と精神障がいのある人は「父母・義父母」が、重複障がいのある人は「ヘルパー」が最も高くなっています。

なお、「子ども・子どもの配偶者」は、年齢別では65歳以上、障がいの種類別では身体障がいのある人が比較的高くなっています。

図表 2-22 主な支援者



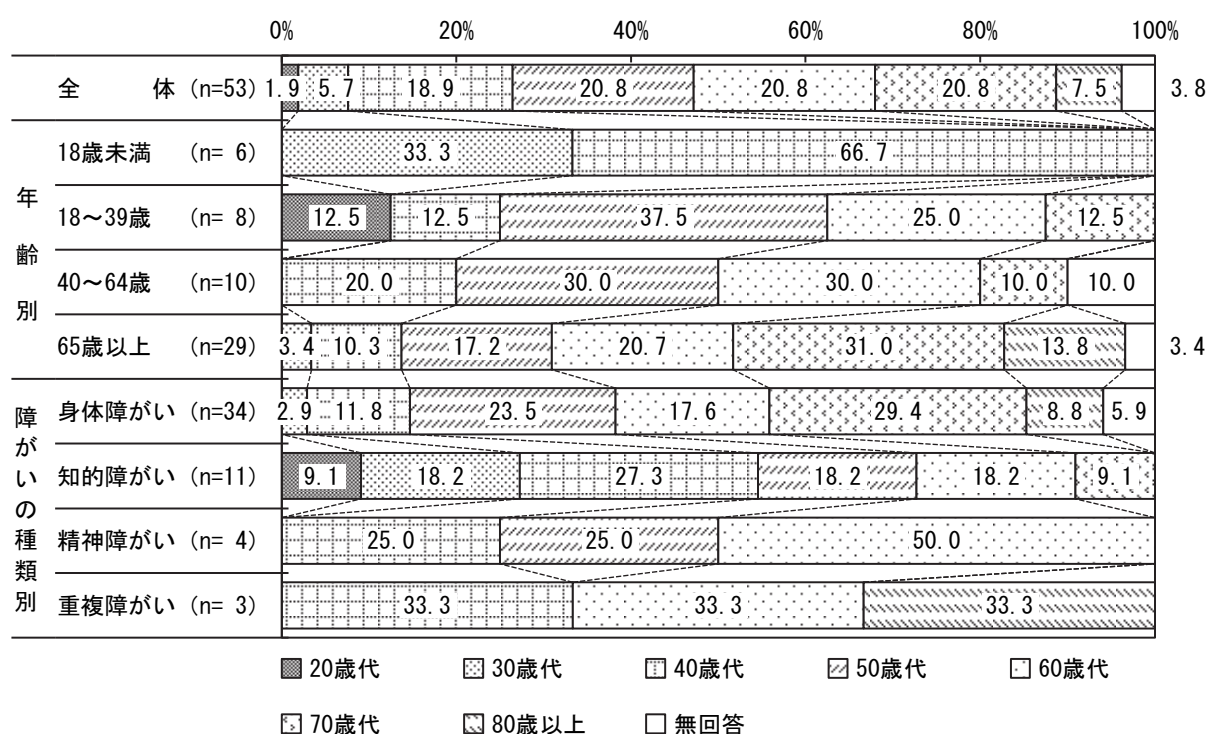
⑥ 主な支援者の年齢

主な支援者の年齢は、「60歳代」「70歳代」「80歳代以上」をあわせると5割程度となっています。

年齢別にみると、「60歳代」以上は、本人の年齢が、65歳以上で6割以上を、40～64歳でも4割を占めています。

障がいの種類別にみると、身体障がいのある人は、「60歳代」以上が5割を超えています。

図表 2-23 主な支援者の年齢



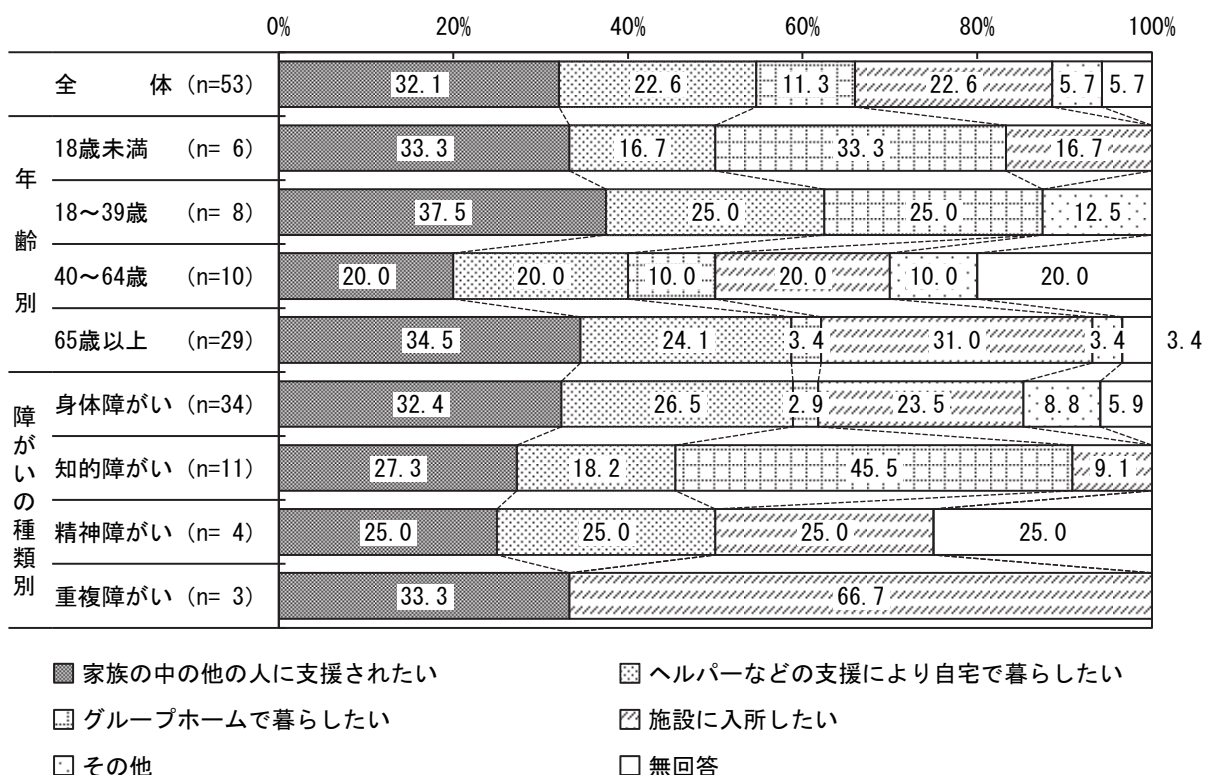
⑦ 主な支援者が将来支援できなくなった場合、どうするか

主な支援者が、将来、病気などで支援ができなくなった場合の対処法としては、「家族の中の他の人に支援されたい」が32.1%と最も高く、次いで、「ヘルパーなどの支援により自宅で暮らしたい」「施設に入所したい」がそれぞれ22.6%などとなっています。

年齢別にみると、「グループホームで暮らしたい」は18歳未満と18～39歳が、「施設に入所したい」は40～64歳と65歳以上が比較的高くなっています。

障がいの種類別にみると、知的障がいのある人の「グループホームで暮らしたい」がほかに比べて顕著に高くなっています。

図表 2-24 主な支援者が将来支援できなくなった場合、どうするか

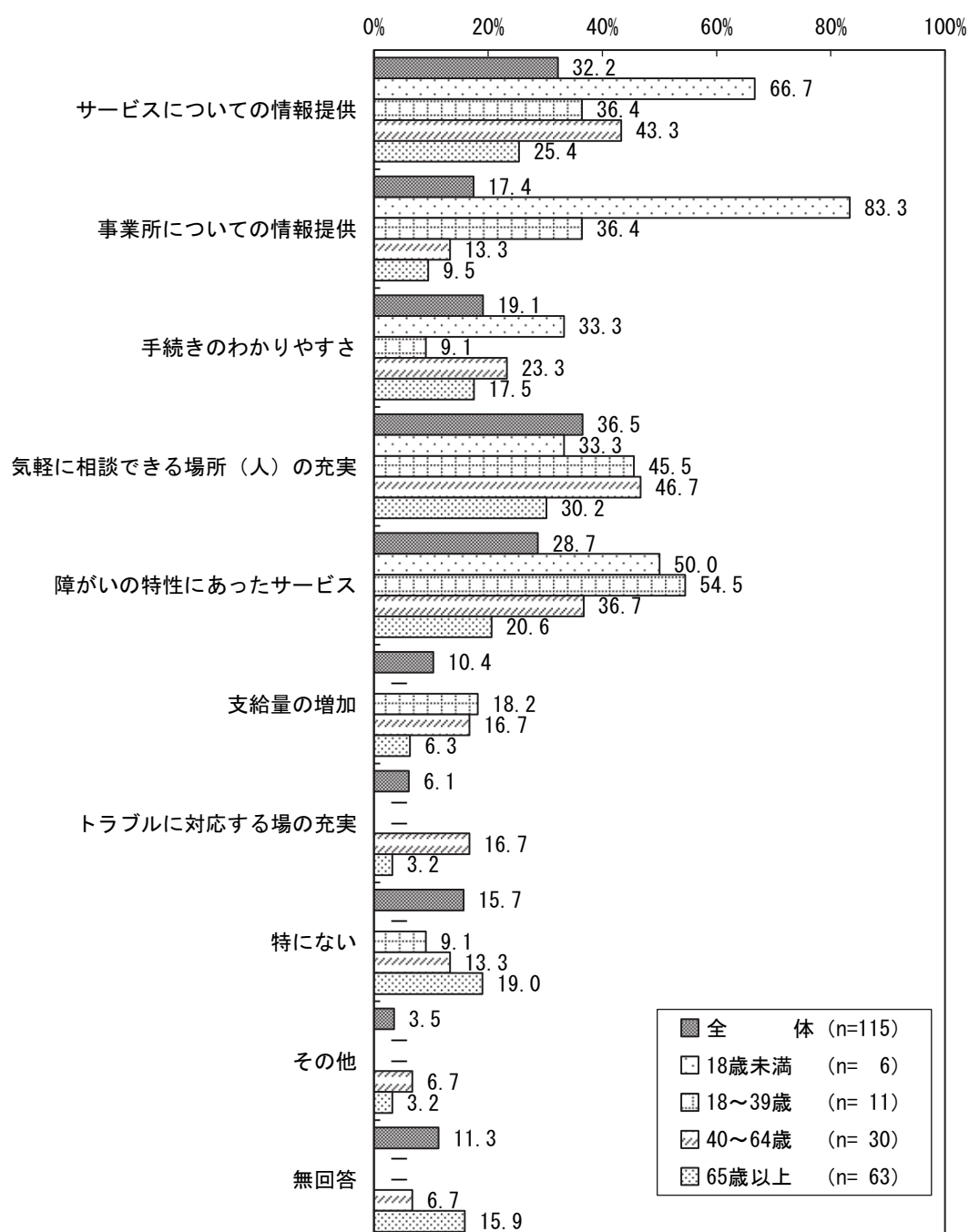


⑧ 福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと

福祉サービスを利用しやすくするために必要なことをたずねたところ、「気軽に相談できる場所（人）の充実」が36.5%と最も高く、次いで、「サービスについての情報提供」と「障がいの特性にあったサービス」が30%前後となっています。

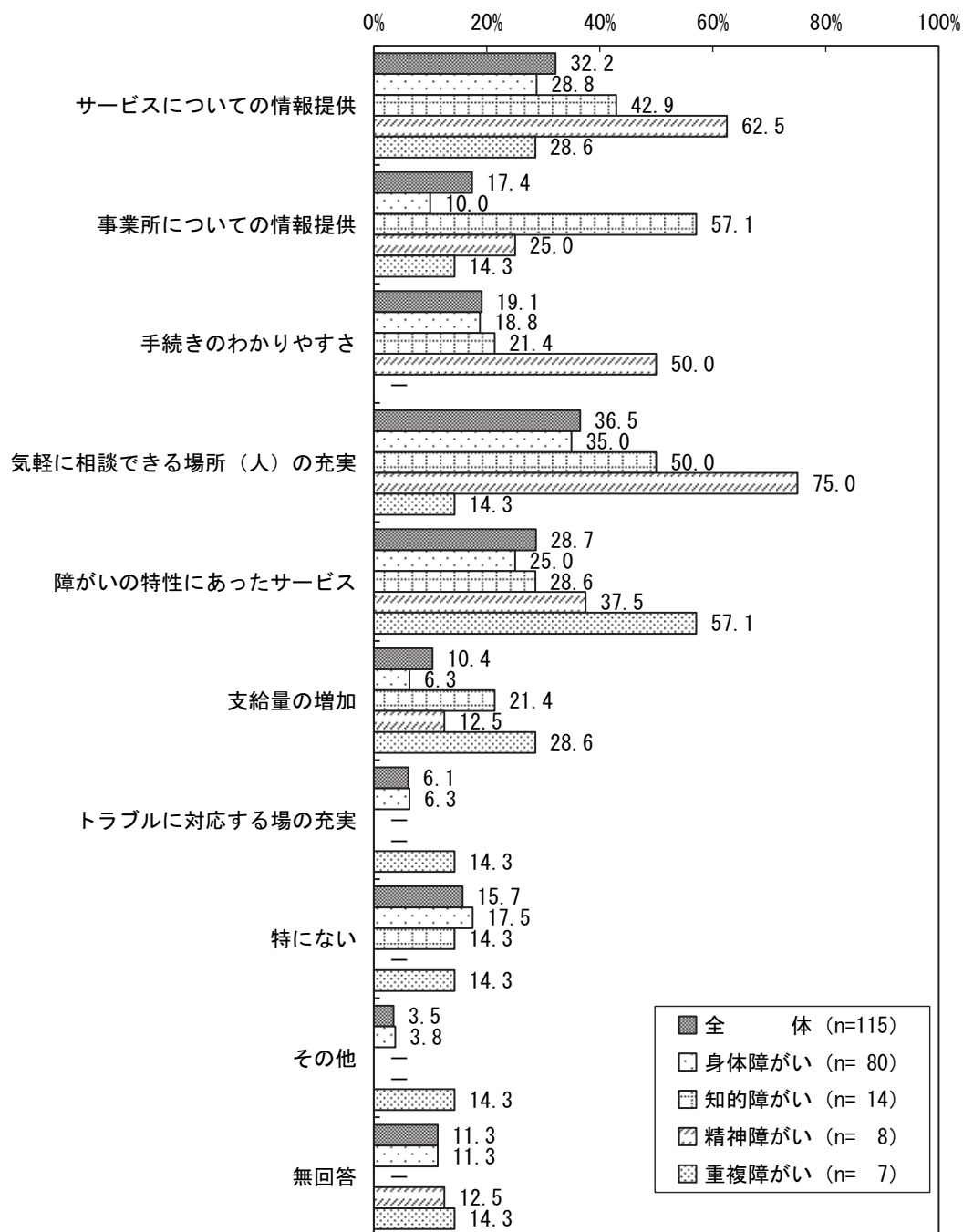
年齢別にみると、「サービスについての情報提供」や「事業所についての情報提供」は18歳未満がほかに比べて顕著に高くなっています。

図表 2-25 福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと（複数回答、年齢別）



障がいの種類別にみると、「サービスについての情報提供」や「手続きのわかりやすさ」、「気軽に相談できる場所（人）の充実」は精神障がいのある人が、「事業所についての情報提供」は知的障がいのある人が、「障がいの特性にあったサービス」重複障がいのある人がほかに比べて顕著に高くなっています。

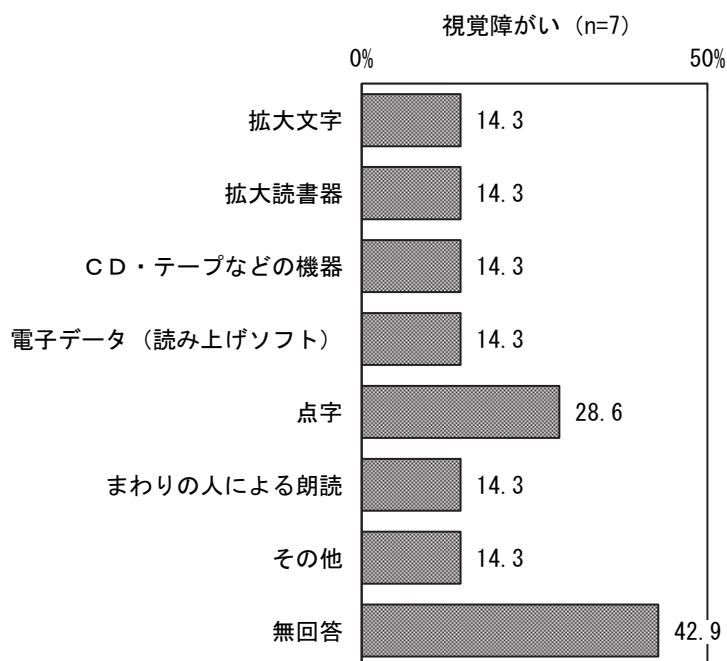
図表 2-26 福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと（複数回答、障がいの種類別）



⑨ その他の生活支援等

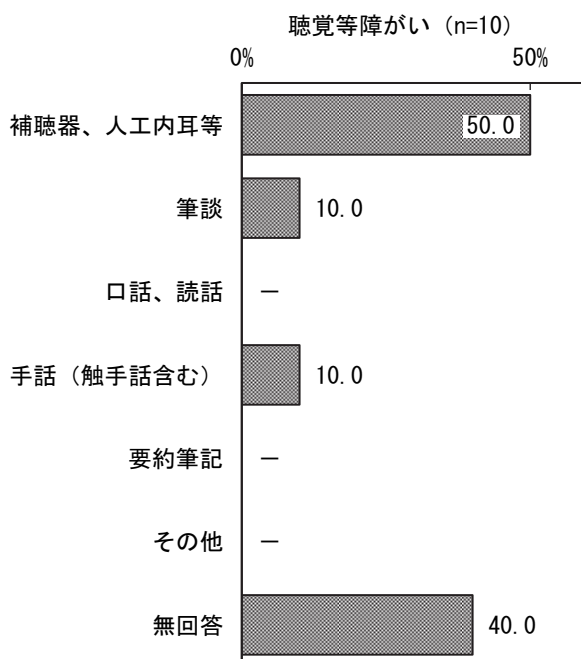
視覚障がいのある人の文字情報の入手手段については、「点字」が28.6%（2人）となっています。

図表 2-27 視覚障がいのある人の文字情報の入手手段（複数回答）



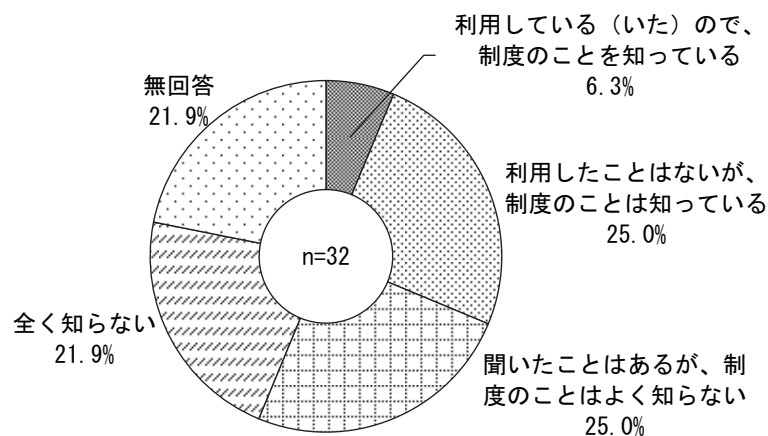
聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段については、「補聴器、人工内耳等」が50.0%（5人）、「手話」「筆談」がそれぞれ10.0%（1人）となっています。

図表 2-28 聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段（複数回答）



障がいのある人などの権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度については、「利用している（いた）ので、制度のことを知っている」と「利用したことはないが、制度のことは知っている」を合計した認知度は31.3%となっています。

図表 2-29 成年後見制度の認知度



(3) 就労の支援

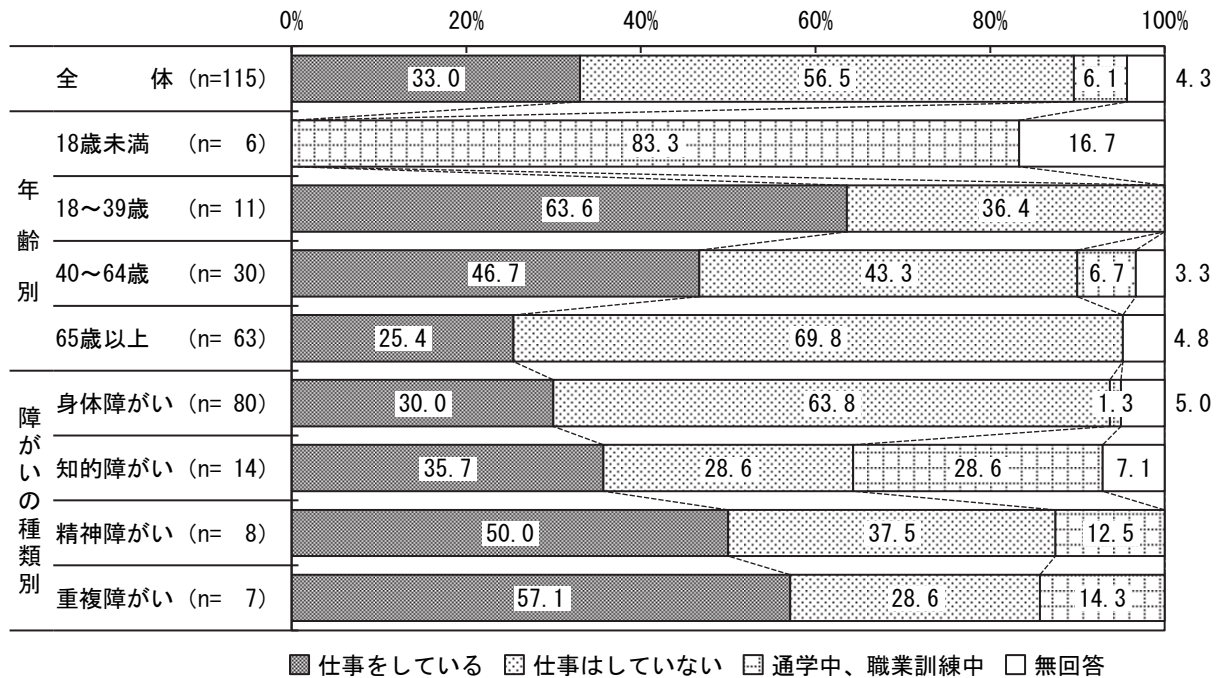
① 就労・就学の状況

就労・就学の状況は、福祉的就労（就労支援事業所や作業所等での作業）を含め「仕事をしている」が33.0%、「通学中、就業訓練中」が6.1%となっており、「仕事をしていない」が56.5%となっています。

年齢別にみると、年齢が高いほど「仕事をしていない」が高くなっています。

障がいの種類別にみると、「仕事をしていない」は知的障がいのある人と重複障がいのある人が比較的低くなっています。

図表 2-30 就労・就学の状況



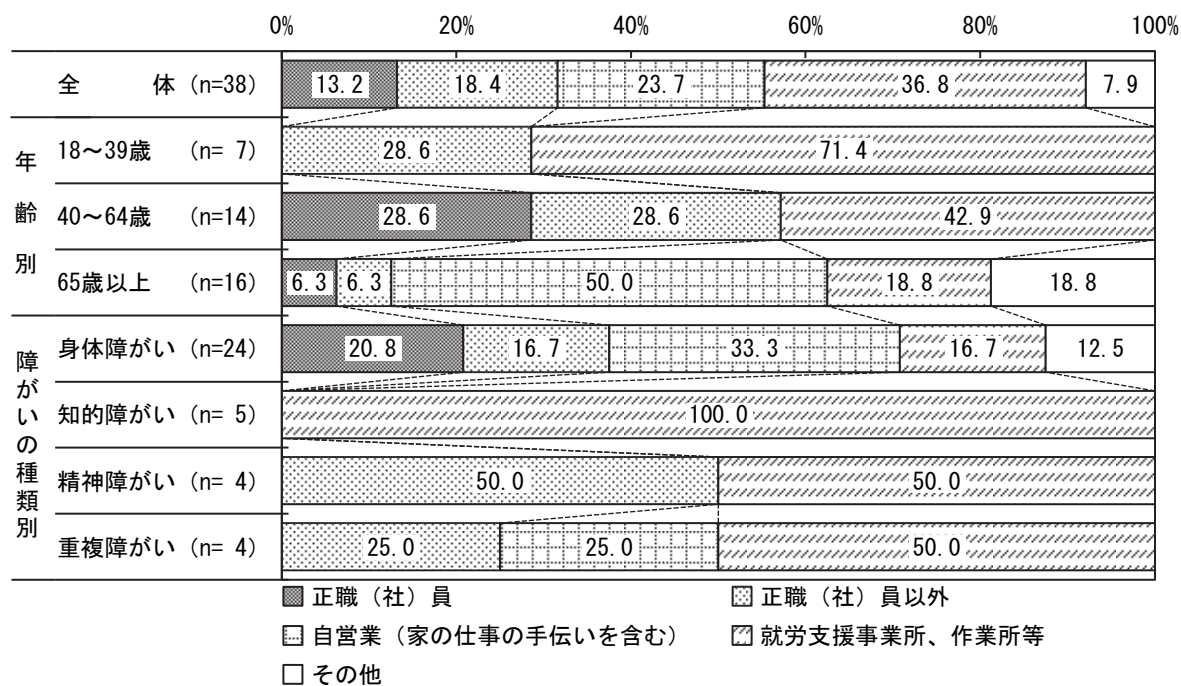
② どのような仕事をしているか

①で「仕事をしている」と答えた人にどのような仕事をしているかたずねたところ、「就労支援事業所、作業所等」が36.8%と最も高く、次いで、家の仕事の手伝いを含む「自営業」(23.7%)、「正職(社)員以外」(18.4%)、「正職(社)員」(13.2%)の順になっています。

年齢別にみると、「正職(社)員」と「正職(社)員以外」は40～64歳が、家の仕事の手伝いを含む「自営業」は65歳以上が、「就労支援事業所、作業所等」は18～39歳が比較的高くなっています。

障がいの種類別にみると、「正職(社)員」は身体障がいのある人のみとなっています。

図表2-31 どのような仕事をしているか

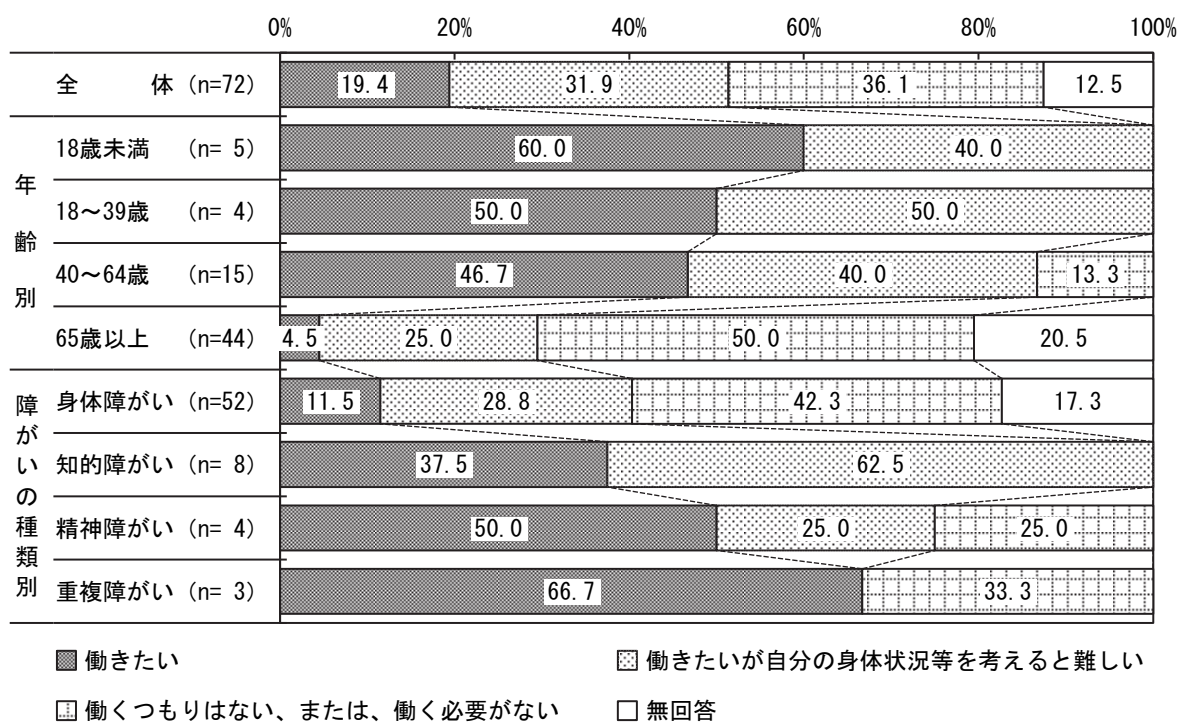


③ 今後仕事をしたいか

①で「仕事はしていない」または「通学中、就業訓練中」と答えた人に、今後仕事をしたいかたずねたところ、「働きたい」は19.4%にとどまり、「働きたいが自分の身体状況等を考えると難しい」が31.9%、「働くつもりはない、または、働く必要がない」が36.1%となっています。

「働きたい」は、年齢別にみると、18歳未満と18～39歳、40～64歳が5割前後を、障がいの種類別にみると、精神障がいのある人と重複障がいのある人が5割以上を占めています。

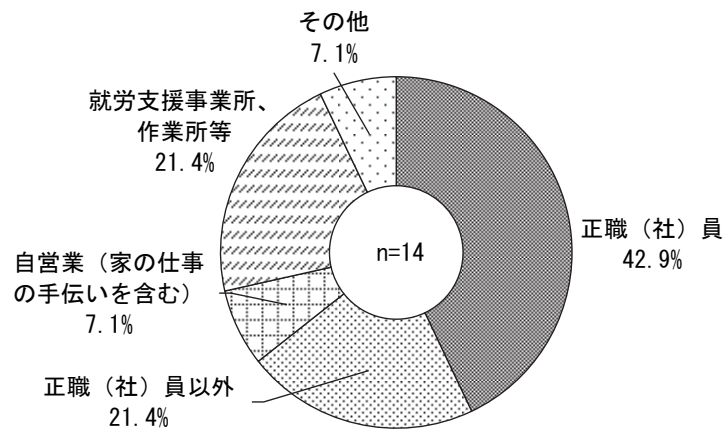
図表 2-32 今後仕事をしたいか



④ 今後どのような仕事をしたいか

③で「働きたい」と答えた人に今後どのような仕事をしたいかたずねたところ、「正職（社）員」が42.9%と最も高く、次いで、「正職（社）員以外」「就労支援事業所、作業所等」がそれぞれ21.4%などとなっています。

図表 2-33 今後どのような仕事をしたいか

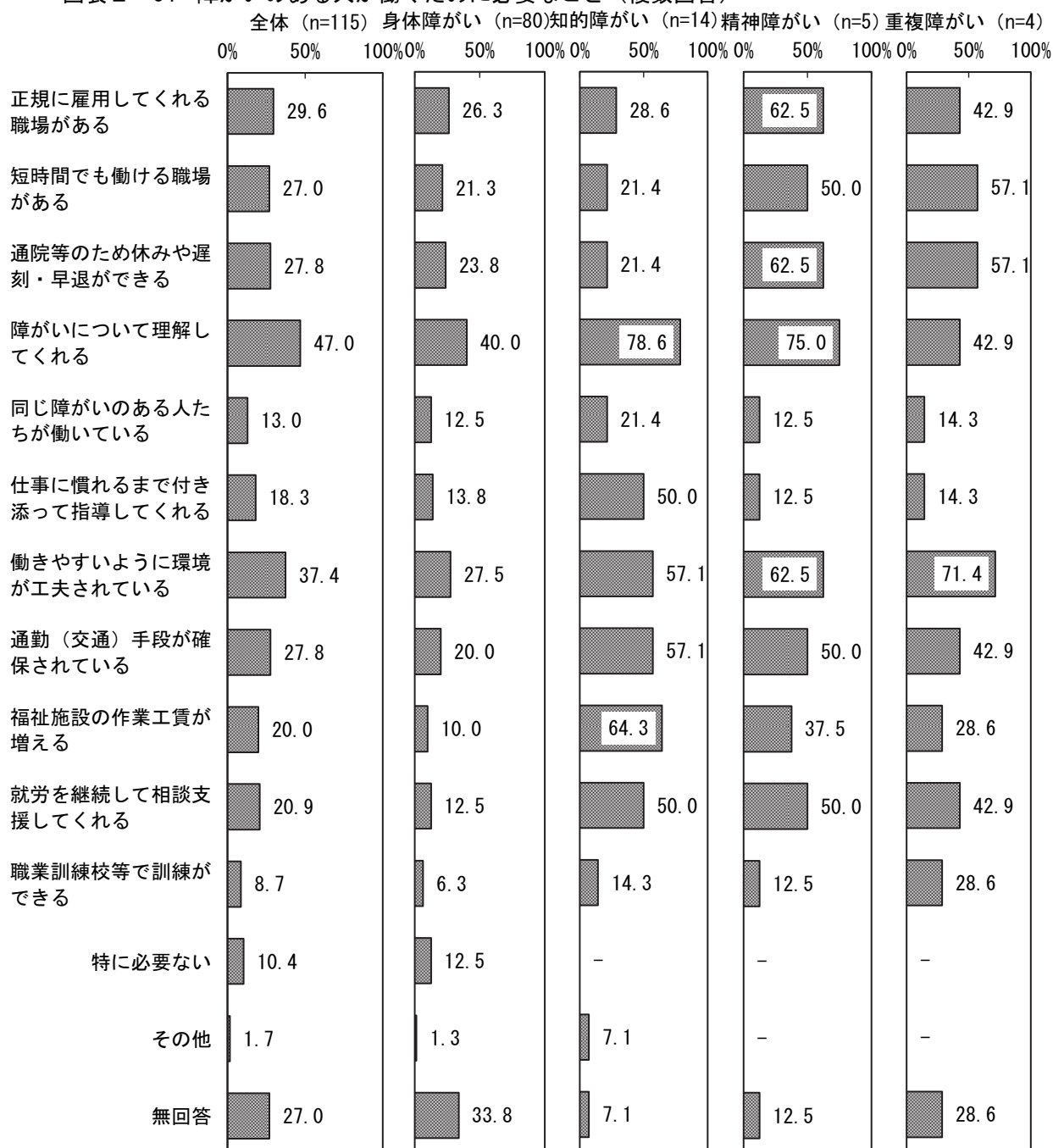


⑤ 障がいのある人が働くために必要なこと

障がいのある人が働くために必要なことをたずねたところ、「障がいについて理解してくれる」ことが47.0%と最も高く、次いで、「働きやすいように環境が工夫されている」(37.4%)、「正規に雇用してくれる職場がある」(29.6%)などとなっています。

障がいの種類別にみると、「障がいについて理解してくれる」ことは、知的障がいのある人と精神障がいのある人がほかの障がいに比べて顕著に高くなっています。また、知的障がいのある人の「福祉施設の作業工賃が増える」や精神障がいのある人の「正規に雇用してくれる職場がある」もほかの障がいに比べて顕著に高くなっています。

図表 2-34 障がいのある人が働くために必要なこと（複数回答）



(4) その他の社会参加支援

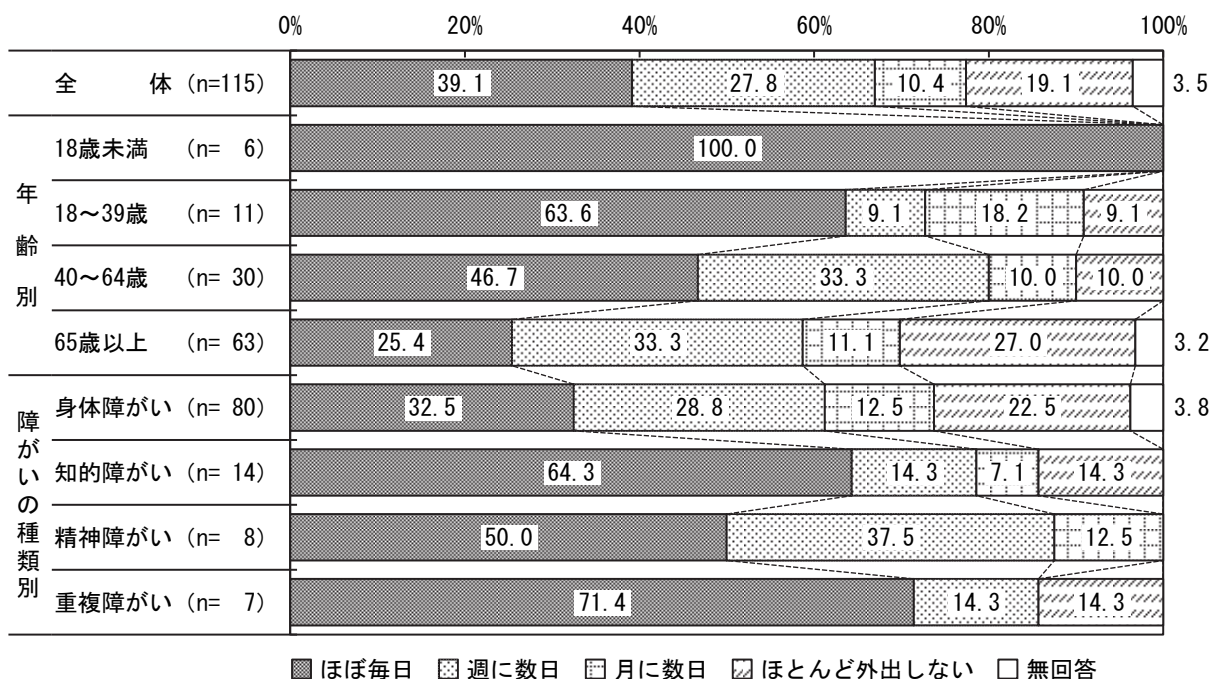
① 外出の頻度

外出の頻度は、「ほぼ毎日」が39.1%と最も高く、「週に数日」が27.8%、「月に数日」が10.4%となっている一方、「ほとんど外出しない」が2割程度あります。

年齢別にみると、年齢が高いほど、「ほぼ毎日」「週に数日」「月に数日」の合計《外出している》が低くなっています。

障がいの種類別にみると、身体障がいのある人は、ほかの障がいに比べて《外出している》が低くなっています。

図表 2-35 外出の頻度

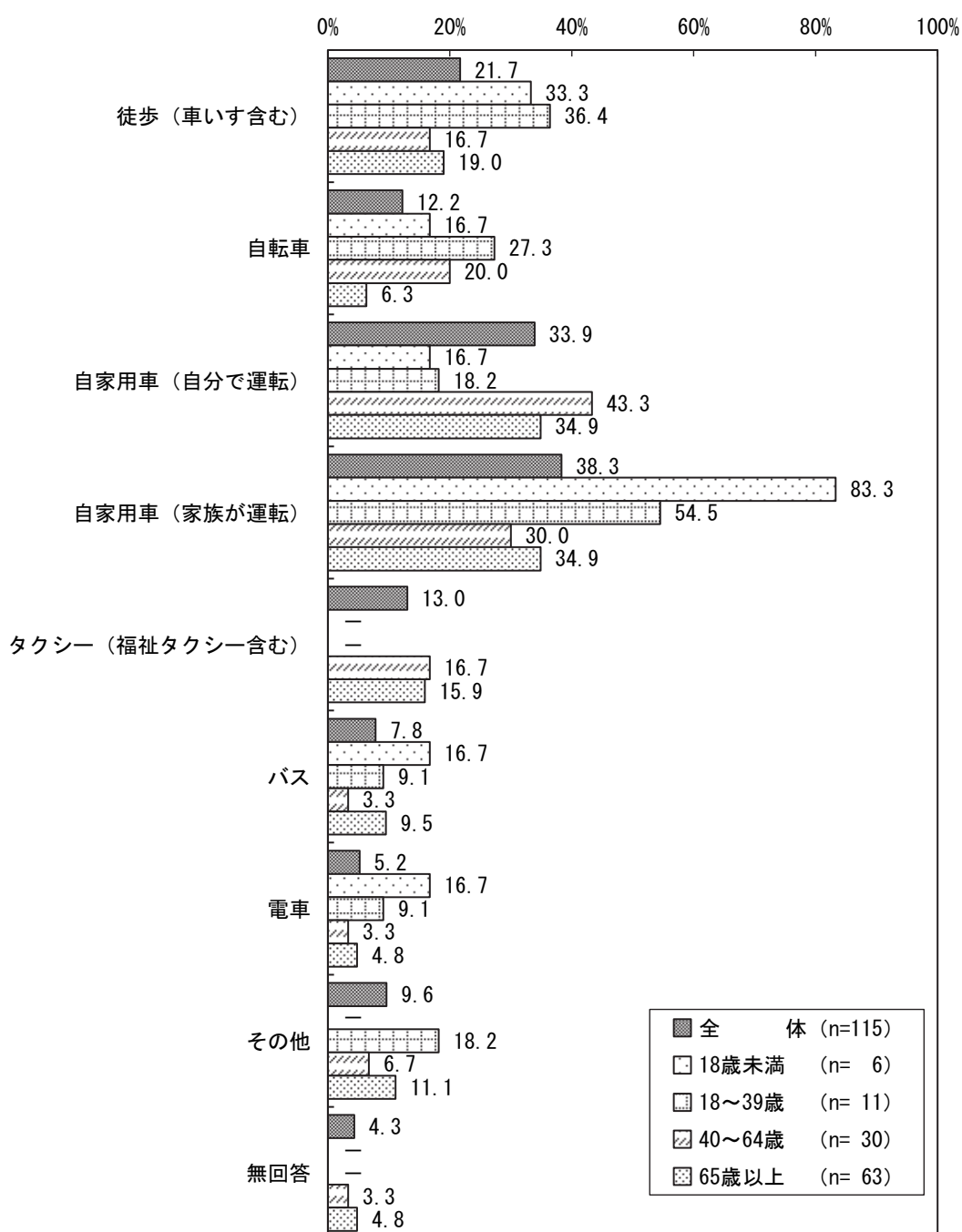


② 外出時の移動手段

外出時の移動手段としては、「自家用車(家族が運転)」が38.3%と最も高く、次いで、「自家用車(自分で運転)」(33.9%)、車いすを含む「徒歩」(21.7%)などとなっています。

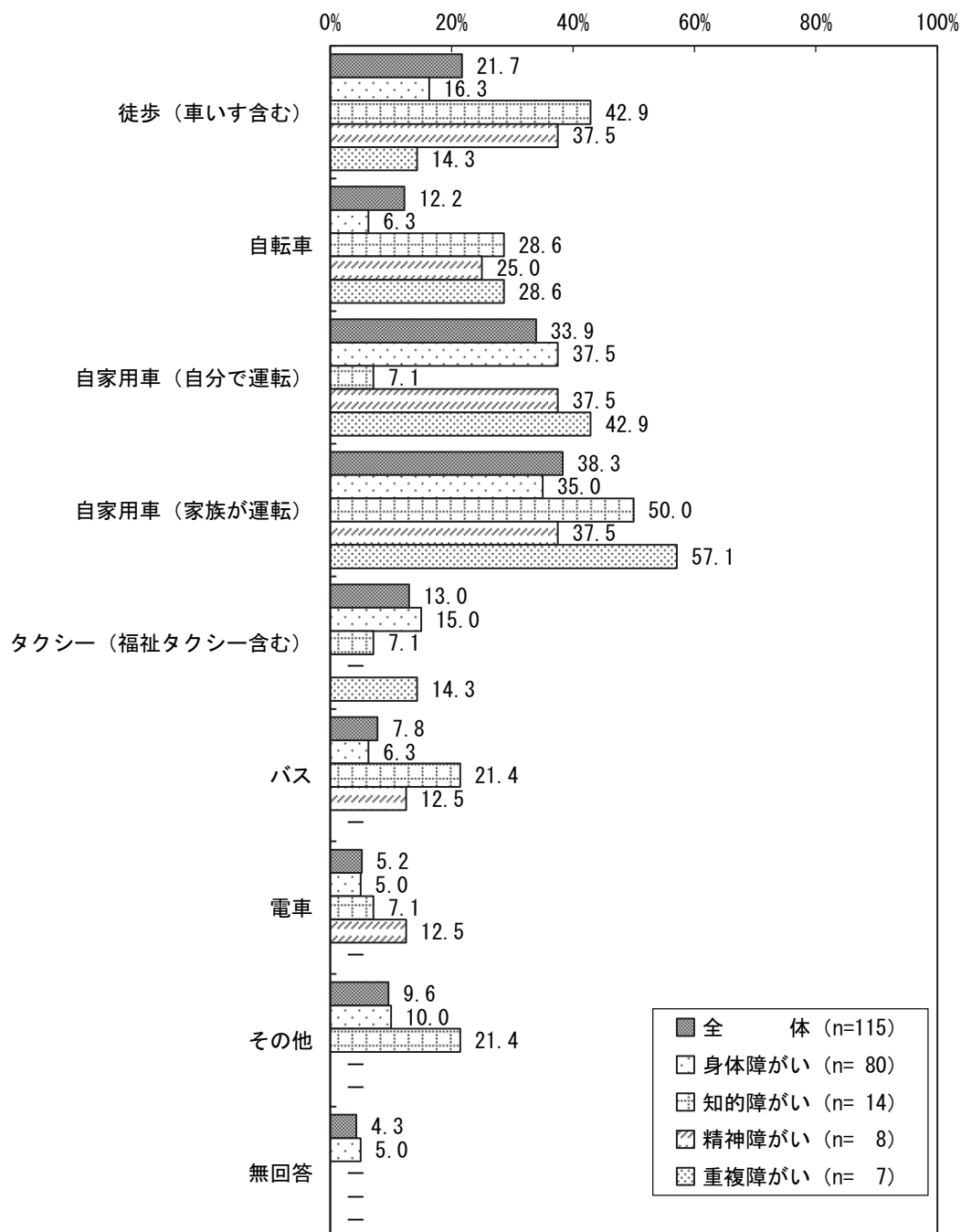
年齢別にみると、年齢が上がるほど、「徒歩」や「自転車」、「自家用車(家族が運転)」、「バス」、「電車」は概ね低くなり、「自家用車(自分で運転)」は概ね高くなっています。

図表 2-36 外出時の移動手段(複数回答、年齢別)



障がいの種類別にみると、「徒歩」は知的障がいのある人と精神障がいのある人が、「自家用車（家族が運転）」は知的障がいのある人と重複障がいのある人がほかに比べて特に高くなっています。

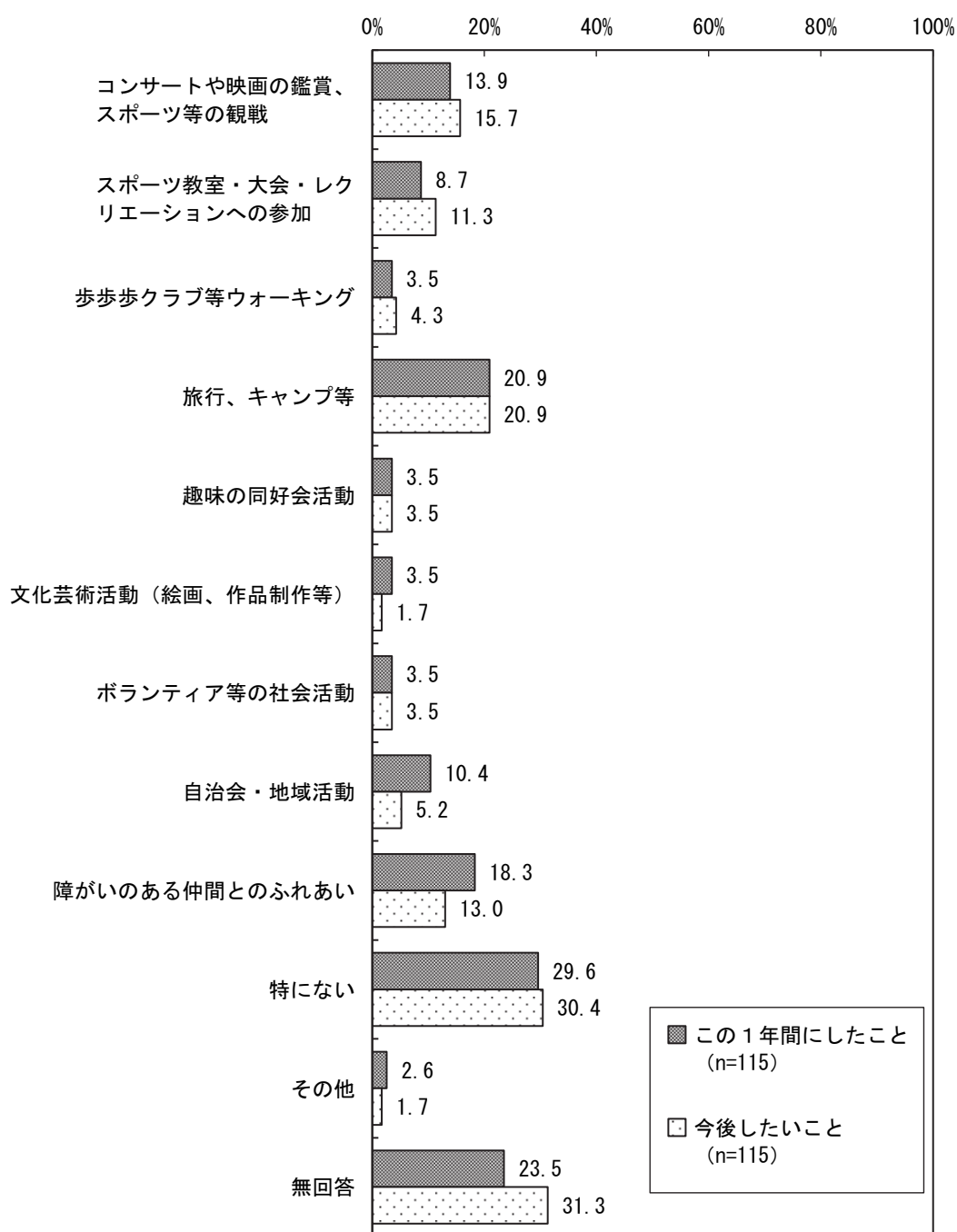
図表 2-37 外出時の移動手段（複数回答、障がいの種類別）



③ この1年間にした活動と今後したい活動

この1年間にした活動と今後したい活動は、いずれも具体的な選択項目では「旅行、キャンプ等」が最も高く、両者を比較すると、「スポーツ教室・大会・レクリエーションへの参加」などが若干高くなっている一方、「自治会・地域活動」や「障がいのある仲間とのふれあい」などが低くなっています。

図表 2-38 この1年間にした活動と今後したい活動（複数回答）

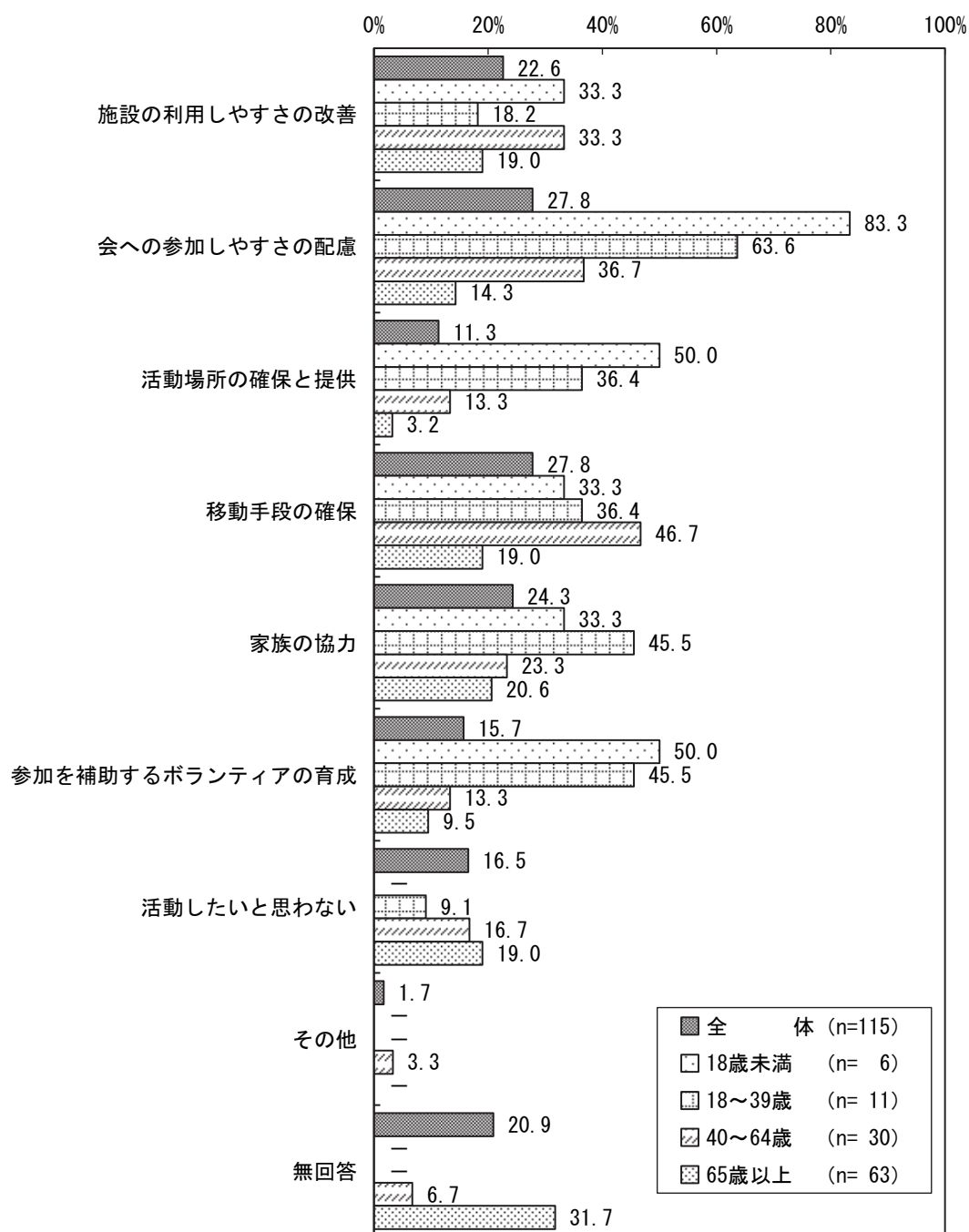


④ 障がいのある人が活動に参加するために必要なこと

障がいのある人が活動に参加するために必要なことをたずねたところ、「会への参加しやすさの配慮」「移動手段の確保」がそれぞれ27.8%と最も高く、次いで、「家族の協力」と「施設の利用しやすさの改善」も20%台となっています。

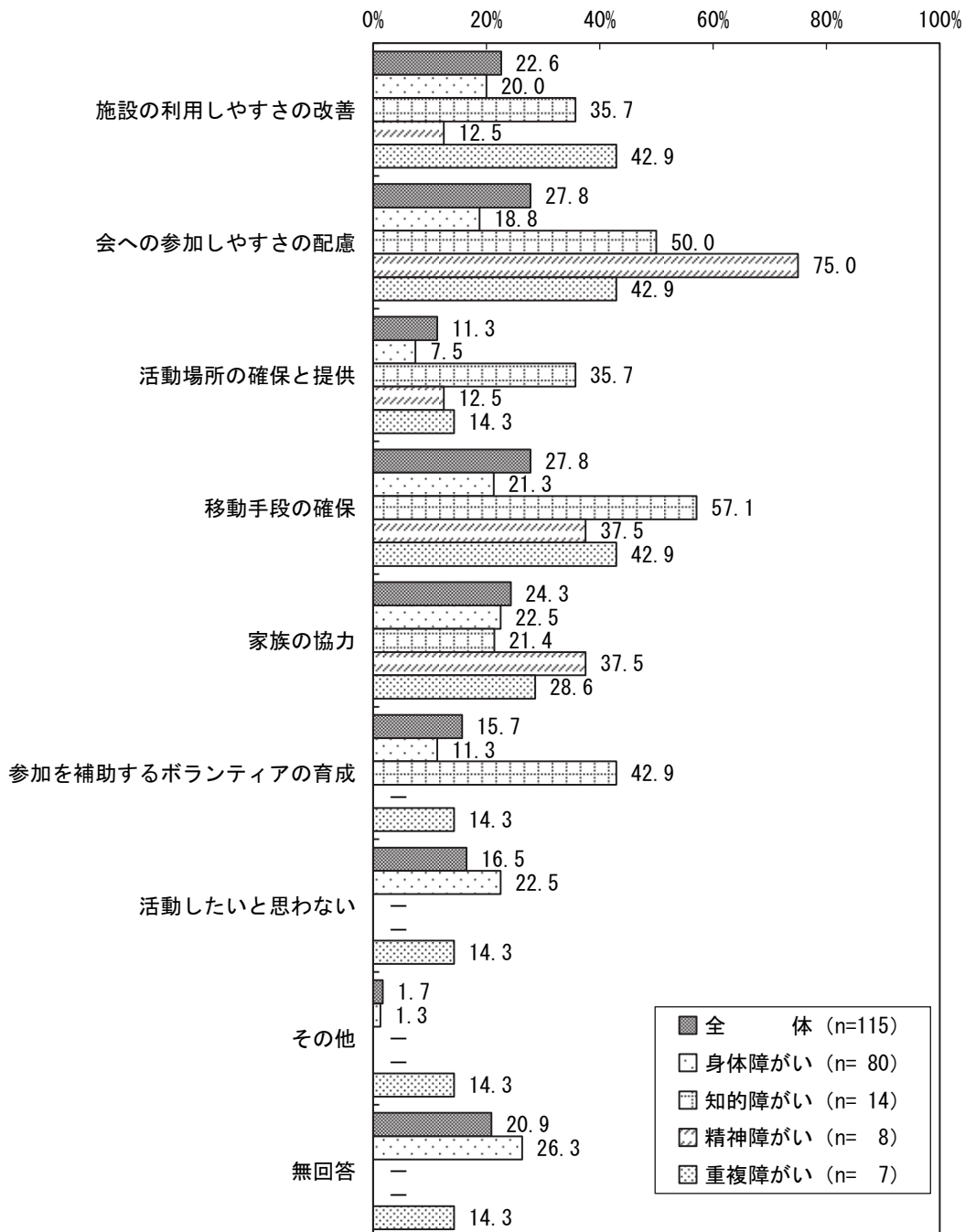
年齢別にみると、「会への参加しやすさの配慮」は18歳未満と18～39歳が非常に高く、6割を超えています。

図表 2-39 障がいのある人が活動に参加するために必要なこと（複数回答、年齢別）



障がいの種類別にみると、「会への参加しやすさの配慮」や「移動手段の確保」は身体障がい以外の障がいで特に高くなっており、「参加を補助するボランティアの育成」は知的障がいのある人がほかに比べて顕著に高くなっていきます。

図表 2-40 障がいのある人が活動に参加するために必要なこと（複数回答、障がいの種類別）



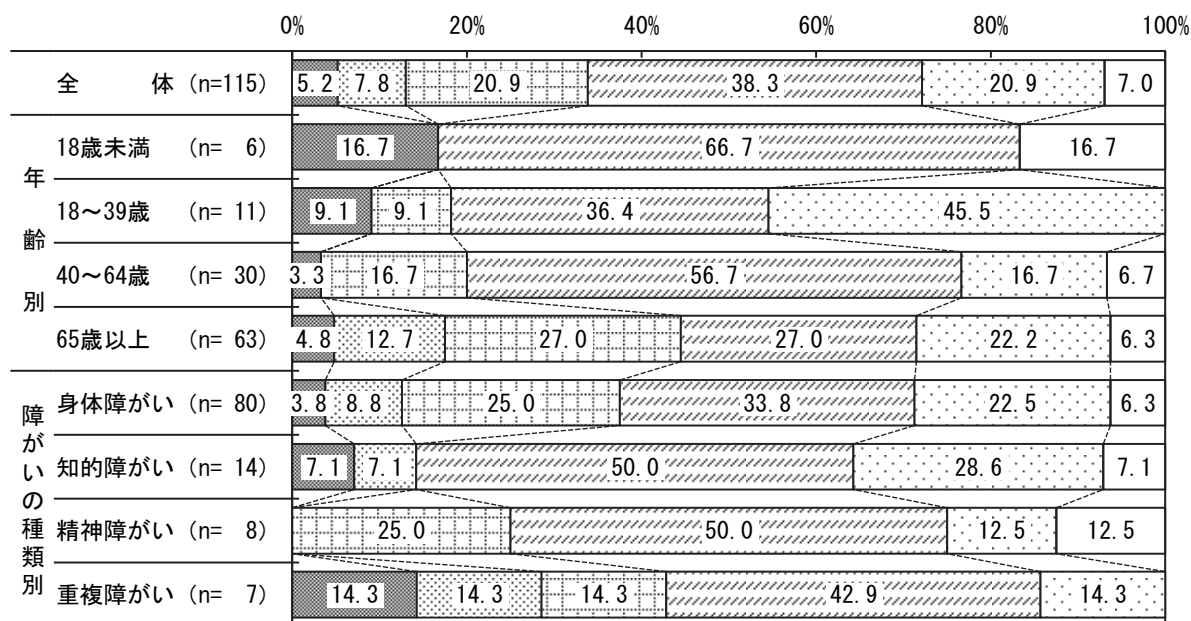
⑤ 近所づきあい

近所づきあいについては、「顔を合わせれば、あいさつをする程度」が38.3%と最も高く、次いで、「顔を合わせれば、世間話をする程度」「ほとんどつきあいはない」がそれぞれ20.9%、「簡単な頼みごとならできる程度」が7.8%、「困った時に助け合える程度」が5.2%となっています。

年齢別にみると、年齢が低いほど「困った時に助け合える程度」が高いものの、「簡単な頼みごとならできる程度」は65歳以上のみとなっています。一方、「ほとんどつきあいはない」は18～39歳がほかに比べて顕著に高くなっています。

障がいの種類別にみると、「困った時に助け合える程度」は重複障がいのある人が比較的高くなっています。

図表 2-41 近所づきあい



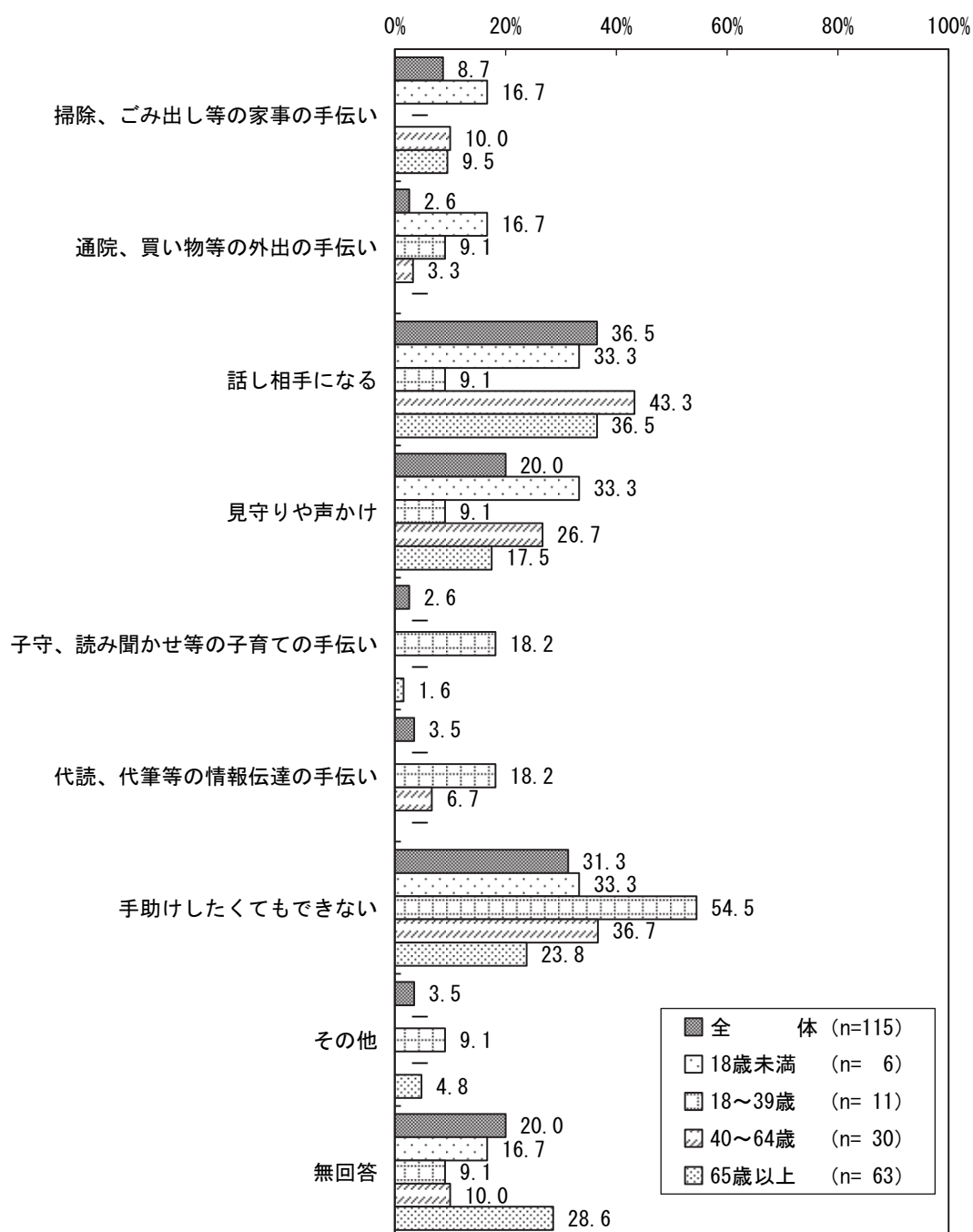
- 困った時に助け合える程度
- 顔を合わせれば、世間話をする程度
- ほとんどつきあいはない
- 簡単な頼みごとならできる程度
- 顔を合わせれば、あいさつをする程度
- 無回答

⑥ どのような手助けができるか

近所の人などから頼みごとをされるとしたら、どのような手助けができるか、または、してもよいかたずねたところ、具体的な選択項目では、「話し相手になる」が36.5%と最も高く、次いで、「見守りや声かけ」(20.0%)などとなっています。なお、「手助けしたくてもできない」は31.3%となっています。

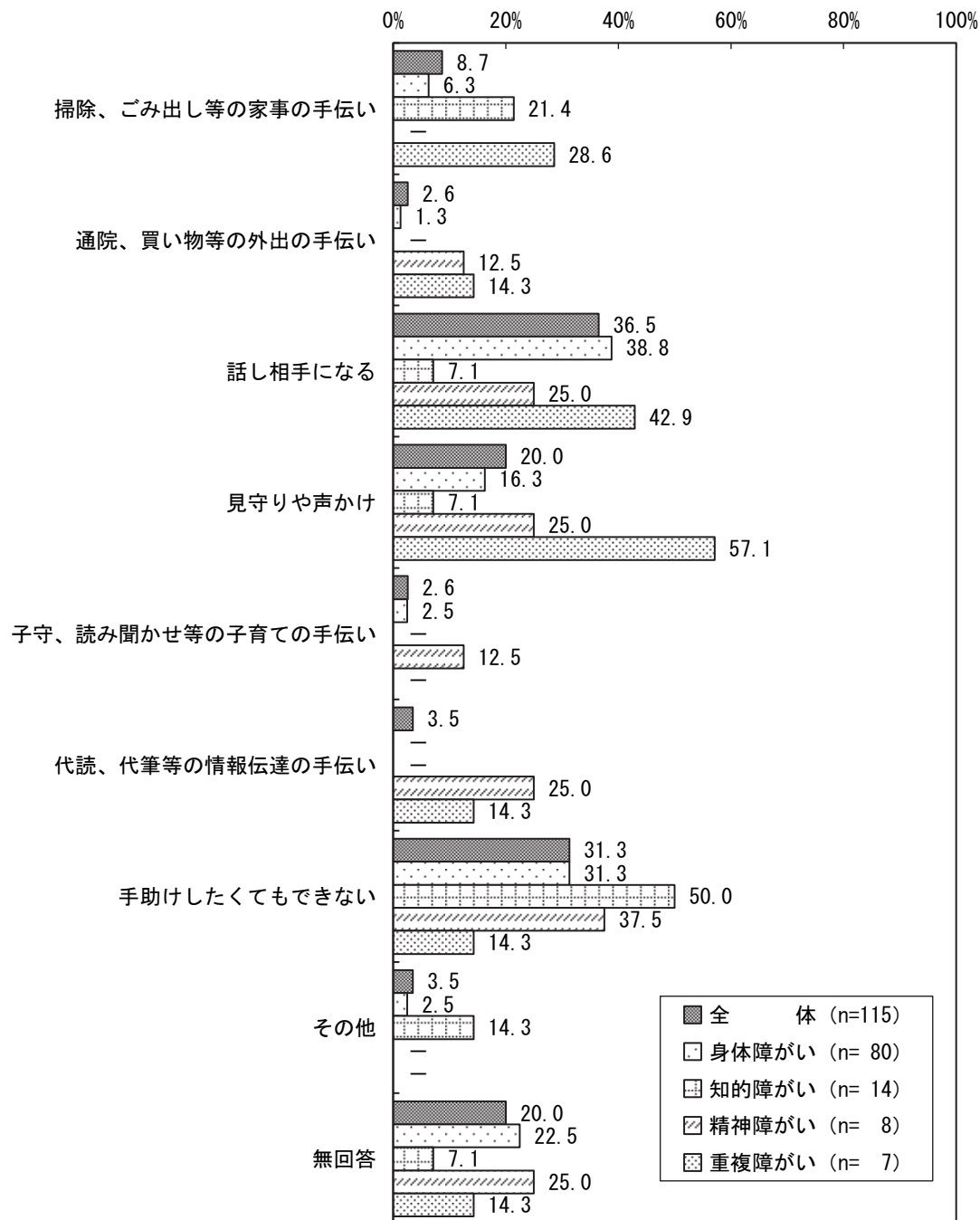
年齢別にみると、18～39歳は、上位の「話し相手になる」と「見守りや声かけ」のいずれにおいてもほかに比べて特に低い一方、「手助けしたくてもできない」においてはほかに比べて特に高くなっています。

図表 2-42 どのような手助けができるか（複数回答、年齢別）



障がいの種類別にみると、「見守りや声かけ」は重複障がいのある人がほか
に比べて顕著に高くなっています。

図表 2-43 どのような手助けができるか（複数回答、障がいの種類別）

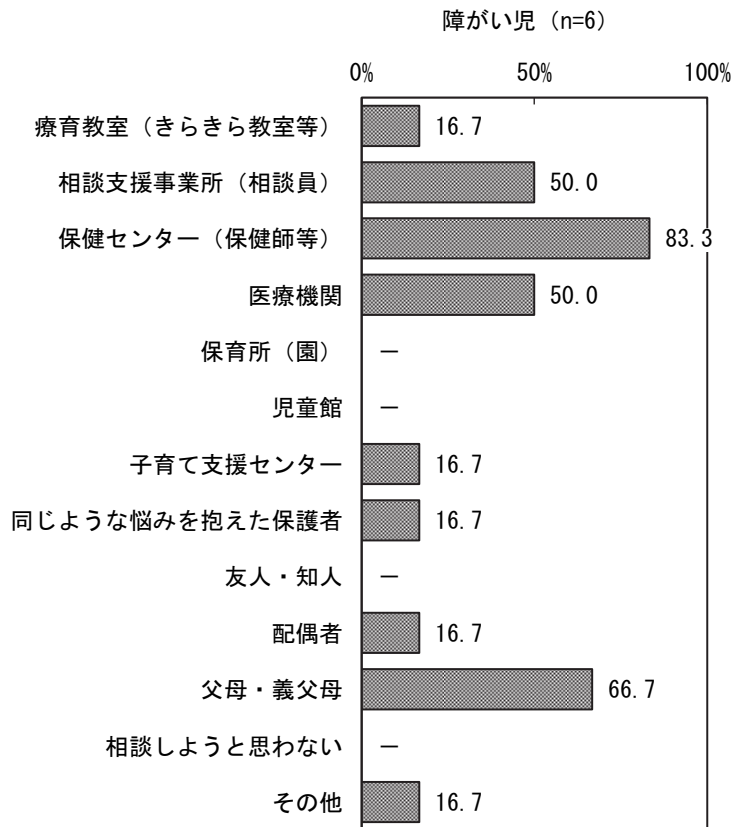


(5) 障がいのある児童への支援

① 子どもの発達のことでも困ったときの相談先

子どもの発達のことでも困ったときの相談先については、「保健センター（保健師等）」が83.3%と最も高く、そのほかは、「父母・義父母」が66.7%、「相談支援事業所（相談員）」「医療機関」がそれぞれ50.0%となっています。「療育教室（きらきら教室等）」は16.7%です。

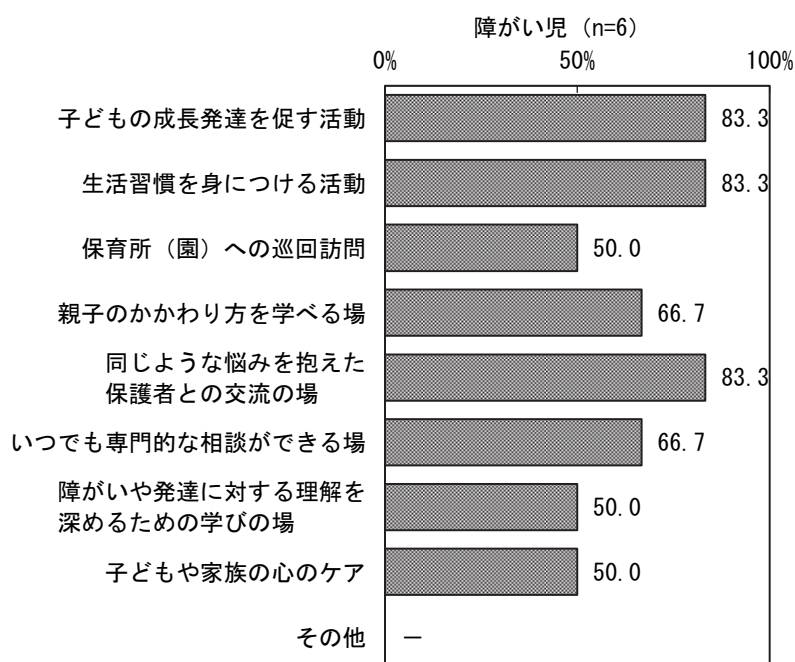
図表 2-44 子どもの発達のことでも困ったときの相談先（複数回答）



② 療育教室（きらきら教室等）に必要な機能と支援

療育教室（きらきら教室等）に必要な機能と支援をたずねたところ、「子どもの成長発達を促す活動」「生活習慣を身につける活動」「同じような悩みを抱えた保護者との交流の場」がそれぞれ83.3%と最も高く、具体的な選択項目すべてが50.0%以上となっています。

図表 2-45 療育教室（きらきら教室等）に必要な機能と支援（複数回答）



(6) フォーカスグループインタビューにおける意見等

【障がい者団体からの主な意見】

- ・サービスがいろいろあり、使いこなせていない。
- ・いろいろなサービスがあるが、利用していない人が多い。広報紙などに載っていると思うが周知されていない。
- ・申請しなくても、「こういう制度があるけど、使ってみませんか」などと役場から言ってほしい。
- ・障がいやその特性については、ふれあわないと理解することが難しい。また、そういう場所もない。
- ・知ってもらい、ふれあい、いっしょに考えていってほしい。
- ・テレワークなどがきっかけとなり、今後、チャンネルが広がるとよい。

【支援者からの主な意見】

- ・障がいのある人が働く場所として、就労継続支援 A 型・B 型事業所が村内にあるとよい。
- ・村内に子どもも預かってくれるショートステイがあるとよい。
- ・何かあった時に預けられると思うと安心する。預け先がある（または知ってもらえている）のとないのとでは全然違う。
- ・障がいのある児童の通学のための送迎サービスがあるとよい。
- ・保健センターで相談できたり、子どものことを知ってもらっているので、困っている時には声をかけやすく、助かっている。
- ・隣近所のつきあいがなく、顔をあわせても挨拶する程度で、こちらから障がいのある子のことを「こういう子なんですよ」とは言いにくい。
- ・隣近所に「障がいのある子がいますよ」と言って、知ってもらうのが大事ではないか。
- ・飛島村で小さな頃から育ち、学校も行っているので、周りが助けてくれてありがたい。小さい村なので、ほとんどの人に知ってもらっていて、支えられている感じがする。
- ・子どもたちの中では壁はないと思う。「あの子はあの子」という感じで、いっしょに育っていくと、そういう気持ちも育っていく。
- ・保育所でもどんな子でも受け入れてもらえると、将来、みんな生きやすくなるのではないか。



第3章

成果目標

1 国の基本指針

厚生労働省が示す基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、令和5年度を目標年度として、次の6つの項目について目標値の設定を求めています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とします。
- 令和元年度末の施設入所者数を1.6%以上削減することを基本とします。
※第5期障害福祉計画で定めた令和2年度末までの目標値に達しないと見込まれる場合は、その達しない割合を令和5年度末における地域生活への移行者数や施設入所者の削減割合の目標値に加えた数値以上を目標値とします。
※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。ただし、
 - ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和元年度実績の1.30倍以上
 - ・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援A型事業は令和元年度実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は令和元年度実績の概ね1.23倍以上を目指すこととします。

- 一般就労への移行者数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。
 - 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。
- ※第5期障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標値に達しないと見込まれる場合は、その達しない割合を令和5年度における一般就労への移行者数の目標値に加えた数値以上を目標値とします。
- ※一般就労とは、一般企業へ就職や在宅で就労等することをいいます。

(4) 障害児通所支援の提供体制の整備等

- 各市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置することを基本とします。
- 各市町村または各圏域に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- 各市町村または各圏域に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。
- 各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

- 各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行者数

平成28年度末の施設入所者数6人のうち1人が令和2年度末までに地域生活に移行することを目標としていましたが、令和元年度末で0人となっており、令和2年度末も同様に見込んでいます。

② 施設入所者数の減少数

平成28年度末の施設入所者6人から令和2年度末までに1人減少を目標としていましたが、令和元年度末で0人となっており、令和2年度末も同様に見込んでいます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域生活の支援に向けた保健・医療、福祉の関係者による協議に近隣自治体と連携して取り組んでいます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援するための拠点等の令和2年度中の整備を目指し、近隣自治体と連携して取り組んでいます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和2年度の福祉施設から一般就労への移行者数について1人を目標としていましたが、令和元年度まで0人となっており、令和2年度も同様に見込んでいます。

② 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数について1人を目標としていましたが、令和元年度末で0人となっており、令和2年度末も同様に見込んでいます。

③ 就労移行支援事業所における一般就労への移行率

就労移行支援事業における一般就労への移行率が3割以上の事業所の割合を全体の5割以上とすることを目標としていましたが、令和元年度末の就労移行支援事業の利用者はなく、令和2年度末も同様に見込んでいます。

④ 一般就労への定着率

令和元・2年度における就労定着支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とし、令和元年度に就労定着支援事業の利用者が1人となっており、引き続き、令和2年度も同様にとらえ、10割を見込んでいます。

(5) 障害児通所支援の提供体制の整備等**① 児童発達支援センターの設置**

関係機関等と連携し、児童発達支援センターを利用できる体制を確保しています。

② 保育所等訪問支援体制の構築

関係機関等と連携し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築をしています。

③ 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保

関係機関等と連携し、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できる体制を確保しています。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

医療的ケアを必要とする児童の支援に向けた保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を令和元年度に設置し、近隣自治体と連携して取り組んでいます。

3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進することを基本とし、目標を以下のとおりとします。

① 施設入所者の地域生活への移行者数

令和元年度末の施設入所者数6人のうち、令和5年度末までの地域生活移行者数を0人とします。

② 施設入所者数の減少数

令和元年度末の施設入所者数6人を令和5年度末まで維持します。

図表3-1 施設入所者の地域生活への移行の目標値

区 分	目標値	考 え 方
①施設入所者の地域生活への移行者数	0人	令和5年度末までの地域生活移行者数
②施設入所者数の減少数	現状維持	令和5年度末までの施設入所者数の減少数 (基準：令和元年度6人)

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の地域生活を支援するための拠点等の整備及び充実（毎年度、運用状況を検証及び検討）を目指し、近隣自治体と連携して取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度では実績がありませんので、令和5年度では1人を目標とします。なお、就労移行支援事業及び就労継続支援事業のそれぞれの趣旨や障がいのある人の実態等を踏まえ、柔軟に取り組むこととします。

② 一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率

令和5年度の一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合を10割とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業における就労定着率

令和5年度末の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

図表3-2 福祉施設から一般就労への移行等の目標値

区 分	目標値	考 え 方
①一般就労移行者数	1人	令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数 (基準：令和元年度 0人)
②①のうち就労定着支援事業の利用率	10割	令和5年度の一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合
③就労定着支援事業の就労定着率	7割	令和5年度末の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

(4) 障害児通所支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和5年度まで、関係機関等と連携し、児童発達支援センターを1カ所以上の確保を図ります。

② 保育所等訪問支援体制の構築

令和5年度まで、関係機関等と連携し、保育所等訪問支援を利用できる体制の確保を図ります。

③ 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保

主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指し、関係機関等と連携して取り組みます。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

医療的ケアを必要とする児童の支援に向けた保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置し、近隣自治体と連携して取り組みます。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーター4人の確保を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度まで、弥富市、蟹江町と共同で設置（令和3年1月開設）する障がい者基幹相談支援センターを通じて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和5年度末まで、海部南部障害者自立支援協議会を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組みます。



第4章

障害福祉サービス



1 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供するサービス）の確保に努めます。

なお、現在、飛島村には居宅介護、重度訪問介護、同行援護の提供事業所がそれぞれ1カ所あります。必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

サービス名	内 容
居宅介護	障がいのある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかんなどの重度の知的障がいのある人や統合失調症などの重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。

① 第5期計画と実績

「居宅介護」は、利用者数、利用延時間数ともやや増加しており、計画を上回って推移しています。

「行動援護」は、利用者数が令和2年度に増えていますが、利用延時間数がやや減少しています。

なお、「重度訪問介護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」は、利用実績がありません。

図表4-1 訪問系サービスの第5期計画と実績

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護	利用者数(人/月)	1	3	1	5	2	5
	利用延時間数(時間/月)	20	54	20	74	25	79
行動援護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	2
	利用延時間数(時間/月)	15	16	15	8	15	7

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、「居宅介護」はやや増え、「行動援護」は横ばいで推移すると見込みます。

なお、「重度訪問介護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」は、利用実績がなく、見込みはありません。

図表4-2 訪問系サービスの見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数(人/月)	5	6	7
	利用延時間数(時間/月)	80	96	112
重度訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0
同行援護	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0
行動援護	利用者数(人/月)	2	2	2
	利用延時間数(時間/月)	20	20	20
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0

③ 見込量の確保策

「居宅介護」「行動援護」は、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所を提供するサービス）の確保に努めます。

なお、現在、飛島村には日中活動系サービスの提供事業所はありませんが、近隣の提供事業所との連携により必要に応じてサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障害支援区分が一定以上の障がいのある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、ほぼ計画どおりに推移しています。

図表4-3 生活介護の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	7	7	7	7	7	7
利用延日数（日／月）	147	152	147	155	147	145

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-4 生活介護の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	7	7	7
利用延日数（日／月）	150	150	150

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

利用実績がなく、見込みはありません。

図表4-5 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	0	0	0
利用延日数（日／月）	0	0	0

(3) 自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、若干数ありました。

図表4-6 自立訓練（生活訓練）の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	0	1	0	1	0	0
利用延日数（日／月）	0	23	0	4	0	0

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-7 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	0	0	1
利用延日数（日／月）	0	0	22

③ 見込量の確保策

これまでの利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 宿泊型自立訓練（生活訓練）

宿泊型自立訓練（生活訓練）は、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、居住の場を提供し、家事などの日常生活能力向上のための訓練や生活に関する相談、助言を行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、若干数ありました。

図表 4-8 宿泊型自立訓練（生活訓練）の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	0	1	0	1	0	0
利用延日数（日／月）	0	31	0	5	0	0

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-9 宿泊型自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	0	0	1
利用延日数（日／月）	0	0	30

③ 見込量の確保策

これまでの利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(5) 就労移行支援

一般就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、若干数ありました。

図表4-10 就労移行支援の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	1	1	1	1	1	0
利用延日数（日／月）	20	22	20	1	20	0

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績や一般就労への移行者の利用を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-11 就労移行支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1
利用延日数（日／月）	22	22	22

③ 見込量の確保策

これまでの利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(6) 就労継続支援（A型）

一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、概ね計画どおりに推移しています。

図表 4-12 就労継続支援（A型）の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	2	2	2	2	3	2
利用延日数（日／月）	40	44	40	42	63	44

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表 4-13 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	2	2	2
利用延日数（日／月）	44	44	44

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(7) 就労継続支援（B型）

一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数ともやや増加しており、計画を上回って推移しています。

図表 4-14 就労継続支援（B型）の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	7	10	7	15	8	14
利用延日数（日／月）	112	156	112	244	138	262

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-15 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	14	15	16
利用延日数（日／月）	266	285	304

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(8) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がいのある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数は、概ね計画どおりに推移しています。

図表4-16 就労定着支援の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	0	0	0	1	1	1

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、一般就労への移行者の利用を見込みます。

図表4-17 就労定着支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(9) 療養介護

医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数は、計画どおりに推移しています。

図表4-18 療養介護の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-19 療養介護の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	1	1	1

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(10) 短期入所(ショートステイ)

居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がいのある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、「福祉型」と「医療型」の2種類があります。なお、親なき後を見据え、自立するための訓練として定期的に利用する場合があります。

① 第5期計画と実績

「福祉型」は、利用者数、利用延時間数ともに、計画を上回って横ばいで推移していますが、「医療型」は利用実績がありません。

図表4-20 短期入所（ショートステイ）の第5期計画と実績

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉型	利用者数(人/月)	1	2	1	3	1	2
	利用延時間数(時間/月)	7	14	7	17	7	14
医療型	利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	7	0

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、「福祉型」は、引き続き、横ばいで推移し、「医療型」は、緊急時に備え、次のとおり見込みます。

図表4-21 短期入所（ショートステイ）の見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	利用者数(人/月)	2	2	2
	利用延時間数(時間/月)	14	14	14
医療型	利用者数(人/月)	0	0	1
	利用延時間数(時間/月)	0	0	7

③ 見込量の確保策

「福祉型」は、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。
「医療型」は、近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

3 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

なお、現在、飛島村には居住系サービスの提供事業所はありませんが、近隣の提供事業所との連携により必要に応じてサービスの向上に努めます。

(1) 自立生活援助

施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的・精神障がいのある人等に対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第5期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

利用実績がなく、見込みはありません。

図表4-22 自立生活援助の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	0	0	0

(2) 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

① 第5期計画と実績

利用者数は、やや増加しているものの、ほぼ計画どおりに推移しています。

図表4-23 共同生活援助（グループホーム）の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	2	2	2	3	3	4

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-24 共同生活援助（グループホーム）の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	4	4	5

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系の一部のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を利用します。

① 第5期計画と実績

利用者数は、横ばいで推移しています。

図表4-25 施設入所支援の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	6	6	6	6	5	6

② 見込量

厚生労働省が示す基本指針において、令和元年度末の施設入所者数を令和5年度末までに1.6%以上削減するとしていますが、飛島村においては、利用実績のとおり見込みます。

図表 4-26 施設入所支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	6	6	6

③ **見込量の確保策**

現在の利用施設により、見込量は確保できると考えます。

4 相談支援等

(1) 相談支援

障がいのある人の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。「計画相談支援」は障害福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、「地域移行支援」は入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための相談、「地域定着支援」は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

なお、現在、飛島村には提供事業所が1カ所あります。必要に応じて事業所への指導を行いサービスの向上に努めます。

① 第5期計画と実績

「計画相談支援」の利用者数は、やや増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-27 相談支援の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援利用者数(人/月)	3	6	3	18	3	8
地域移行支援利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、「計画相談支援」はやや増加すると見込みます。

図表4-28 相談支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援利用者数(人/月)	10	20	12
地域移行支援利用者数(人/月)	0	0	0
地域定着支援利用者数(人/月)	0	0	0

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 総合的・専門的な相談支援

身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障がいを含みます。）、発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、総合的、専門的な相談支援を行う体制を確保するものです。

弥富市、蟹江町と共同で設置（令和3年1月開設）する障がい者基幹相談支援センターと連携し、相談支援の充実、強化に努めます。

(3) 地域の相談支援体制の強化

障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、相談支援体制の強化に向け、相談支援の提供事業者への訪問等による人材育成支援や連携強化に取り組むものです。

弥富市、蟹江町と共同で設置（令和3年1月開設）する障がい者基幹相談支援センターをはじめ、サービス提供事業所等との情報共有などによる人材育成支援や海部南部障害者自立支援協議会を通じた連携強化に努めます。

① これまでの実績

近隣自治体と連携し、海部南部障害者自立支援協議会を開催しています。

図表4-29 地域の相談支援体制の強化の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人材育成支援(回/年)	0	0	0
協議会開催(回/年)	1	1	1

② 見込量

過去3年間の実績を踏まえるとともに、人材育成支援に取り組むこととし、次のとおり見込みます。

図表4-30 地域の相談支援体制の強化の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人材育成支援(回/年)	1	1	1
協議会開催(回/年)	1	1	1

(4) 長期入院の精神障がいのある人の地域移行に伴う基盤整備

精神障がいのある人が、地域社会の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、福祉、住まい、社会参加（就労を含む）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制整備に都道府県が主体となり取り組んでいます。

その1つの取り組みとして、精神病床における1年以上の長期入院患者数の地域移行に伴う基盤整備量について、都道府県が統一の推計式により利用者数を設定しています。飛島村としても、引き続き、長期入院の精神障がいのある人の地域生活に移行するための支援に努めます。

① 第5期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

飛島村における利用者数の見込みはありません。

図表4-31 長期入院の精神障がいのある人の地域移行に伴う基盤整備の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	0	0	0

5 地域生活支援拠点等

国の基本指針においては、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等（障がいのある人の地域生活を支援する拠点または面的な体制をいいます。）を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とするとしています。

そこで、飛島村においては、地域生活支援拠点等の整備及び充実（毎年度、運用状況を検証及び検討）を目指し、近隣自治体と連携して取り組むこととしています。

① これまでの実績

地域生活支援拠点等の整備を目指し、近隣自治体と連携して取り組んでいます。

② 見込量

近隣自治体と連携した地域生活支援拠点等の整備及び充実（運用状況を検証及び検討の実施）を目指し、次のとおり見込みます。

図表4-32 地域生活支援拠点等の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設 置 数（カ所）	1	1	1
実施回数（回／年）	1	1	1

6 障害福祉サービス等の質の向上

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じ、地域の障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、愛知県等が実施する研修等に積極的に参加し、提供事業者等との情報共有に努めます。

① これまでの実績

愛知県等が実施する研修等に積極的に参加しています。

図表4-33 障害福祉サービス等に係る各種研修への参加実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加回数(人/年)	1	1	1

② 見込量

過去3年間の実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-34 障害福祉サービス等に係る各種研修への参加の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加回数(人/年)	1	1	1

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、提供事業者や近隣自治体等と情報共有を図る体制を構築することにより、地域の障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、海部南部障害者自立支援協議会を通じ、提供事業者等と情報共有に努めます。

① これまでの実績

近隣自治体と連携し、海部南部障害者自立支援協議会を開催しています。

図表4-35 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
協議会開催(回/年)	1	1	1

② 見込量

過去3年間の実績を踏まえ、次のとおり見込みます。


図表4-36 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会開催（回／年）	1	1	1



第5章

地域生活支援事業



地域生活支援事業は、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、幅広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

引き続き、イベントや作品展を通じた啓発活動、広報活動、小中学校における福祉学習の実施等に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

引き続き、障がい者団体やボランティアの活動の支援に努めます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護を行うとともに、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの住宅入居等に関する支援を行う事業です。

① 第5期計画と実績

障害者相談支援事業は、3カ所の事業所に委託して実施しています。なお、基幹相談支援センターは、令和3年1月に弥富市、蟹江町と共同で設置しました。

図表5-1 相談支援事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業 実施力所数（カ所）	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター 設置力所数（カ所）	0	0	0	0	0	1

② 見込量

引き続き、障害者相談支援事業を実施するとともに、弥富市、蟹江町と共同で設置している障がい者基幹相談支援センターを通じて関係機関等との連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。なお、基幹相談支援センター等機能強化事業等の実施については、関係機関等とともに検討します。

図表5-2 相談支援事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 実施力所数（カ所）	3	3	3
基幹相談支援センター 設置力所数（カ所）	1	1	1

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的・精神障がいのある人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

① 第5期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、弥富市、蟹江町との共同による海部南部権利擁護センター（令和3年1月開設）をはじめとする関係機関等と連携し、成年後見制度の活用を促進することにより、今後は次のとおり見込みます。

図表5-3 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／年）	0	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。

今後、必要に応じて支援のあり方を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

① 第5期計画と実績

手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話通訳者の設置の実績はありません。

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの手話通訳者及び要約筆記者の派遣等の実績はありませんが、障がいのある人へのアンケートから手話等を意思疎通手段としている聴覚障がいのある人がいるため、次のとおり見込みます。

図表5-4 意思疎通支援事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣件数(件／年)	1	1	1
要約筆記者派遣件数(件／年)	1	1	1
設置手話通訳者数(人)	0	0	0

③ 見込量の確保策

関係機関等との連携により、見込量は確保できると考えます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。近隣自治体と連携し、研修を実施しています。

① 第5期計画と実績

修了者数は、計画を下回って推移しています。

図表5-5 手話奉仕員養成研修事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
修了者数(人/年)	1	0	1	1	1	0

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表5-6 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	1	1	1

(8) 日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類の日常生活用具を給付する事業です。

① 第5期計画と実績

「排泄管理支援用具」は、計画を下回って推移しています。

図表 5-7 日常生活用具給付等事業の第5期計画と実績

(件/年)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	1	0	1	0	1	1
自立生活支援用具	0	0	1	3	2	0
在宅療養等支援用具	0	0	1	0	2	0
情報・意思疎通支援用具	0	1	0	0	1	0
排泄管理支援用具	128	82	148	86	168	86
居宅生活動作補助用具	0	0	0	1	1	0

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表 5-8 日常生活用具給付等事業の見込量

(件/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	0	0	1
自立生活支援用具	0	1	0
在宅療養等支援用具	1	0	0
情報・意思疎通支援用具	0	0	1
排泄管理支援用具	90	90	90
居宅生活動作補助用具	0	1	0

(9) 移動支援事業

屋外における移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

① 第5期計画と実績

利用者数はほぼ計画どおりに、利用延時間数は計画を下回って推移しています。

図表 5-9 移動支援の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	4	4	4	3	4	3
利用延時間数(時間/年)	360	265	360	245	360	245

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表5-10 移動支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	3	3	3
利用延時間数(時間/年)	245	245	245

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

① 第5期計画と実績

利用者が1人増えて推移しています。

図表5-11 地域活動支援センター事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数(カ所)	1	1	1	2	1	2
利用者数(人/年)	1	1	1	2	1	2

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表5-12 地域活動支援センター事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数(カ所)	2	2	2
利用者数(人/年)	2	2	2

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

身体に重度の障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

① 第5期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、今後の障がいの重度化を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表5-13 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／年）	0	0	1
利用延日数（日／年）	0	0	30

③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

(2) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延回数とも、ほぼ計画どおりに推移しています。

図表5-14 日中一時支援事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／年）	3	3	3	3	4	3
利用延回数（回／年）	340	353	340	345	372	345

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表5-15 日中一時支援事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／年）	3	3	3
利用延回数（回／年）	345	345	345

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 社会参加支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障がいのある人が、就労などのため、自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成する自動車改造費助成事業を実施します。

① 第5期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、今後、障がいのある人の社会参加を促進することにより、次のとおり見込みます。

図表5-16 自動車改造費助成事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／年）	0	0	1



第6章

障害児通所支援等



1 障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の確保に努めます。

なお、現在、飛島村には障害児通所支援の提供事業所はありませんが、近隣の提供事業所との連携により必要に応じてサービスの向上に努めます。

(1) 児童発達支援

集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

① 第1期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、早期療育の観点から、次のとおり見込みます。

図表6-1 児童発達支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児数（人／月）	0	0	1
利用延日数（日／月）	0	0	7

③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援や治療を行うサービスです。

① 第1期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、重症心身障がいのある児童への支援の観点から、今後次のとおり見込みます。

図表6-2 医療型児童発達支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児数（人／月）	0	0	1
利用延日数（日／月）	0	0	7

③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

(3) 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

① 第1期計画と実績

利用児数、利用延時間数とも、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表6-3 放課後等デイサービスの第1期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／年）	6	12	6	10	7	10
利用延時間数（時間／年）	42	143	42	179	56	156

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表 6-4 放課後等デイサービスの見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児数(人/年)	10	11	12
利用延時間数(時間/年)	180	198	216

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 保育所等訪問支援

訪問支援員が障がいのある児童の通う保育所や幼稚園などを訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

① 第1期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、早期支援の観点から、今後次のとおり見込みます。

図表 6-5 保育所等訪問支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児数(人/月)	0	0	1
利用延日数(日/月)	0	0	1

③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第1期計画と実績

利用実績はありません。

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、重症心身障がいのある児童への支援の観点から、今後次のとおり見込みます。

図表6-6 居宅訪問型児童発達支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児数（人／月）	0	0	1
利用延日数（日／月）	0	0	7

③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

2 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。

相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

① 第1期計画と実績

利用者数は、ほぼ計画どおりに推移しています。

図表6-7 障害児相談支援の第1期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	2	1	2	0	3	3

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表6-8 障害児相談支援の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児数(人/月)	1	1	3

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

① 第1期計画と実績

配置人数は、計画を上回って推移しています。

図表6-9 医療的ケア児支援コーディネーターの第1期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
配置人数(人/年)	0	1	1	3	1	4

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表6-10 医療的ケア児支援コーディネーターの見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数(人/年)	4	4	4

3 障がいのある児童の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障がいのある児童が、適切な支援等を受けられるよう、保育所・認定こども園、放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

(1) 保育所・認定こども園

保育所は、施設により異なりますが、0歳から5歳までの児童のうち、保護者が就労等のために家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、施設により異なりますが、保育が必要な0歳から2歳までの児童と、保護者の就労等の有無にかかわらず3歳から5歳までの児童が利用できる、保育と教育を一体的に行う施設です。

ともに、障がいのある児童の支援も行っています。

① 第1期計画と実績

いずれの利用者数も、計画を下回って推移しています。

図表6-11 保育所・認定こども園の障がいのある児童の第1期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
保 育 所 (人/月)	16	16	16	12	21	8
認定こども園 (人/月)	7	2	7	2	8	2

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表6-12 保育所・認定こども園の障がいのある児童の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保 育 所 (人/月)	12	12	12
認定こども園 (人/月)	2	2	2

③ 見込量の確保策

現在の利用のある保育所・認定こども園により、見込量は確保できると考えます。

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の居場所を確保するため、主に小学校の余裕教室を活用して実施し、障がいのある児童の支援も行っています。

① 第1期計画と実績

利用者数は、やや減少していますが、計画を上回って推移しています。

図表6-13 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の第1期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
放課後児童健全育成事業（人／月）	2	6	2	4	2	3

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表6-14 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童健全育成事業（人／月）	4	4	4

③ 見込量の確保策

現在利用中の放課後児童健全育成事業の実施により、見込量は確保できると考えます。



第7章

計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療、教育、雇用を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。

これを担う自立支援協議会が整備法により位置付けられ、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割の強化等が必要なことから、さらなる運営の活性化を図っていくことが求められています。

飛島村は、弥富市、蟹江町との共同により海部南部障害者自立支援協議会を設置し、計画の推進のため、その進捗状況、実施事業等に対する評価を行い、効果的かつ適切な事業の推進に努めるとともに、地域が抱える様々な課題に対して自立支援協議会が中心となって取り組んでいきます。

また、計画の推進にあたっては、関係部局との連携や村民との協働に努めます。

(2) 関係機関等との連携支援体制

関係機関等との緊密な連携を図るため、飛島村は、弥富市、蟹江町との共同により海部南部障害者自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

引き続き、自立支援協議会を通じて、関係機関等と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

2 進捗管理

(1) 進捗の把握と分析・評価

計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行います。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。


(2) 計画や方策の見直し

計画の成果目標の分析・評価の結果、さらには、経済や社会の情勢の変化、共生型サービスの進展など、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。



第8章

資料



1 計画策定の経過

計画の策定に先立って、障がいのある人のニーズ等を把握するために、アンケートのほか、障がい者団体及び支援者を対象としたフォーカスグループインタビューを実施しました。これらを通して把握した障がいのある人を取り巻く現状と課題を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、飛島村障害者福祉計画策定委員会及び海部南部障害者自立支援協議会より意見をいただきました。

年 月 日	内 容
令和2年6月1日～15日	障がい福祉に関するアンケート
令和2年7月27日～30日	フォーカスグループインタビュー
令和2年10月23日	第1回飛島村障害者福祉計画策定委員会 (1) 趣旨説明 (2) 調査結果報告 ・障がい福祉に関するアンケート結果報告書 ・障がい福祉計画ニーズ調査結果報告書 (3) 計画素案
令和2年11月24日	海部南部障害者自立支援協議会（全体会）
令和2年12月21日 ～令和3年1月20日	パブリックコメント → 0件
令和3年1月15日～2月17日	愛知県への意見聴取
令和3年2月9日	第2回飛島村障害者福祉計画策定委員会 (1) 計画最終案
令和3年3月5日	「飛島村第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」 の決定

○飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年 3月31日

訓令第97号

改正 平成25年 3月25日訓令第14号

平成30年 3月23日訓令第2号

平成30年 3月23日訓令第7号

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する飛島村障害者福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する飛島村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する飛島村障害児福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、広く村民及び関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、飛島村障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉協議会等福祉団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (6) 村の職員
- (7) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱（平成17年）は、廃止する。

附 則（平成25年訓令第14号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

○飛島村障害者福祉計画策定委員会名簿

(敬称略/順不同)

職名	氏名	所属等
委員長	浅井 晴美	心身障害児(者)保護者会(あゆみ会)会長 ・知的障害者相談員
副委員長	荒川 直之	医師
委員	杉原 景子	医師
委員	松久 勝彦	歯科医師代表
委員	多田 一	薬剤師代表
委員	上田 光彦	議会文教厚生委員長
委員	中山 幸雄	社会福祉協議会長
委員	早川 盛行	民生委員協議会長
委員	西尾 正美	区長代表
委員	山口 博文	身体障害者福祉協議会長・身体障害者相談員
委員	森 章人	特別養護老人ホーム やすらぎの里施設長
委員	福田 春美	障害者相談支援事業所希望相談支援専門員
委員	早川 忠孝	副村長
委員	佐野まゆみ	民生部長
委員	栗本 聡江	地域包括支援センター職員

スーパーバイザー：飛島村日本一健康長寿村研究会 安梅勅江（筑波大学教授）

オブザーバー：障害者支援施設愛厚弥富の里 伊藤 豊（相談支援専門員）

2 「飛島村第3次障害者福祉計画」の評価及び課題

計画の策定にあたり、本村の障がい者施策の基本計画である「飛島村第3次障害者福祉計画」の施策ごとに、評価及び課題を整理しました。

障がい者施策を展開するにあたっては、高齢者や子ども等を含む地域のあらゆる住民が抱える生活課題を一体的に解決していくことができるよう、障がいのある人に関わる機関のみならず様々な機関と連携し、取り組んでいます。

(1) 啓発・広報

本村では、「障がい者と家族のつどい」において、「キラリとびしまのびのび体操～座位バージョン～」を実施し、障がいのあるなしにかかわらず一緒に身体を動かす機会の提供とともに、本村主催の行事や社会福祉協議会において「さくら作業所」の紹介ブースを設けるとともに、作品展示を行うなど、周知・啓発を図っています。

アンケートでは、障がいのある人への差別や偏見が「ある」と感じている人の割合が一定程度あることから、教育や医療の場のみならず、地域においても障がいや障がいのある人への理解を広めることが重要です。障害者差別解消法等が目指す共生社会の実現に向け、障がいや障がいのある人への理解、差別や偏見の解消のため、引き続き、周知・啓発を図っていく必要があります。

(2) 福祉サービスの充実

アンケートでは、どのような障がい福祉に関するサービスがあるかわからないと答えた人の割合が高いことから、障がい福祉に係わる団体や制度、窓口について、必要な人に情報が届く仕組みづくりが必要です。障がいの専門相談窓口である社会福祉協議会障害者相談支援事業所「希望」の更なる周知・啓発とともに、各種行政窓口との連携を図り、各ライフステージに応じた適切な支援へつなぐことが重要です。

また、将来の生活意向として、在宅をはじめ、住み慣れた地域での生活を望む人の割合が高くなっています。障がいの重度化と高齢化が進む中、複雑多様

化している福祉ニーズへの継続的な対応が必要です。また、生涯を通じた本人、家族のサポートや環境の整備が求められています。

(3) 保健・医療の充実

子育て支援センターは、子育ての総合的な支援の場として、安全・安心な遊び場であるとともに、他の親子との交流の中で情報交換や子育ての相談を担っています。

また、療育教室では、クラスを細分化し、きめ細かな支援を行えるよう、保育士、療育指導員等、様々な専門スタッフが連携を図っています。

アンケートでは、子どもの発達のことによって困ったときに保健センターや医療機関など専門機関に相談をする人の割合も高くなっており、療育教室の機能の充実が求められています。保健・医療・保育・教育において、障がいのある児童をはじめ、各ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

さらに、障がいのある人が施設入所や長期入院生活から在宅での暮らしに移行する場合には、医療的ケアが必要な障がいなど様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制や状況に応じたきめ細かな対応が必要です。

(4) 生活環境の整備（情報バリアフリーを含む）

本村では、障がいのある人の外出を支援する心身障害者福祉タクシー料金助成を継続実施しており、利用者数は増加傾向です。また、弥富市、蟹江町と共同で手話奉仕員養成研修事業を開催しています。

しかし、既存の障害福祉サービスだけでなく、本村独自の生活支援制度を求める声が多く、特に外出の支援や見守り、声かけ、買い物支援など、高齢者福祉分野と共通するニーズもあります。

また、障がいのある人が地域において社会参加できるよう、情報や生活支援等の充実を図るとともに、社会的障壁除去のために、情報アクセシビリティ（アクセスや利用のしやすさ）の向上など、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が必要です。

そのため、障がい福祉、高齢者福祉等の各分野が一体となり支援体制の充実に取り組んでいくことが重要です。

(5) 生活の安定と自立支援

本村の小規模授産施設「さくら作業所」では、利用者のニーズや個性に応じ、得意な分野での作業や自主製品づくり、調理実習、外出訓練を行うなど特性に応じた支援と利用しやすい環境づくりに努めています。

居住支援のための機能については、海部南部障害者自立支援協議会において「地域生活支援拠点等の整備プロジェクト」を立ち上げ、介護保険サービス事業所の障害福祉サービス事業への参入を目指し、事業所等との意見交換や勉強会を実施しました。また、緊急時や体験の機会の場を提供する機能については、居室確保事業の整備に取り組んでいます。

なお、アンケートでは、「コミュニケーションがうまくとれない」や「障害について理解や配慮をしてもらえない」と答えた人の割合が高く、働くために必要なこととして「障がいについて理解してくれる」ことも前回に引き続き最も高くなっています。障がいの特性や個々の状況などについての理解の促進とともに、多様な就労の場や就労支援、働きやすい環境づくりが必要です。

また、障がいのある人の中には、話し相手や声かけ、見守り等の簡単な手助けであれば自分にもできると考えている人が多く、支援を受けるだけでなく相互に助け合うことで、新たな交流が生まれ、生きがいにつながると考えられます。障がい福祉分野だけでなく、高齢者・児童福祉分野等と一体的に取り組むことで、地域で支え合う仕組みづくりを目指します。

(6) 保育・教育の充実

本村では、保育所・認定こども園、学園（小学部・中学部）における保育士の加配や障がい特性に応じた特別支援学級を設け、保育・教育を行っています。

また、障がいのある児童の放課後や休日等の活動の場として、児童発達支援や放課後等デイサービス等、相談員支援専門員と連携しながら障がいのある児童の特性に応じた事業所の利用へつなげています。

今後も、障がいの特性に応じた保育・教育ができる体制づくりを強化していくことが必要です。

(7) 文化・スポーツ活動の推進

本村では、障がいのある人の社会参加を促進するため、芸術鑑賞会や温水プールの入場料を減額しています。

障がいの種別や程度に関係なく、誰でも気軽にスポーツや文化芸術活動に親しむことができるよう、関係部署、福祉団体等と連携し、情報の収集と提供とともに、環境整備に向けた取り組みが必要です。また、スポーツや文化芸術活動への参加は、障がいのある人の生きがいでだけでなく、地域における様々な交流機会ともなることから、積極的に参加できる環境づくりが重要です。

(8) 安心・安全

本村では、障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるようにすることで、日常生活上の不安を軽減し、円滑な救助・援助を行う緊急通報システム事業を実施しています。

また、福祉団体の要望を受け、知的障がいのある人を対象に北拠点避難所において宿泊訓練を行いました。日常とは違う避難所での生活はなかなか経験できることではなく、障がいの特性により起こり得るトラブルを回避するためにも、継続して実施していくことの重要性を確認できました。

災害発生時に自力で避難できない人が多いことから、障がいの特性に応じた避難支援だけでなく、避難後の支援体制づくりが必要です。また、災害時の対応は、日ごろからの地域のつながりが大切であり、周囲の住民等が連携・協力して障がいのある人の安全安心を守っていくことが重要です。

飛島村第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

令和3年3月

発行 飛島村

編集 民生部福祉課

〒490-1434

愛知県海部郡飛島村大字松之郷三丁目46番地の1

TEL 0567-52-1001

FAX 0567-52-1009

URL <http://www.vill.tobishima.aichi.jp>

